

使用料等の適正化について（答申）

平成21年11月4日

羽村市使用料等審議会

使用料等の適正化について

(答 申)

本審議会は、平成21年6月24日に貴職から諮問された「使用料等の適正化」について、延べ7回にわたり慎重に審議を重ねてきたが、このたび諮問項目について結論を得たので、ここに答申する。

平成21年11月4日

羽村市長 並 木 心 殿

羽 村 市 使 用 料 等 審 議 会

会 長 岩 瀬 明 夫

職務代理 小 平 陽 子

委 員 秋 山 喜久雄

今 井 大 宰

大 塚 勝 江

小 町 孝

小 山 茂 樹

高 山 景 次

田 村 留美子

渡 邊 榮 二

(五 十 音 順)

目 次

はじめに	1
使用料等の適正化についての意見	2
1 公共施設使用料等設定にあたっての算定基準について	2
2 各施設使用料等の適正化について	3
(1) 使用料	
① 富士見斎場使用料の適正化について	3
② 産業福祉センター使用料の適正化について	4
③ コミュニティセンター使用料の適正化について	5
④ 学習等供用施設・地域集会施設使用料の適正化について	6
⑤ 公園運動場使用料の適正化について	7
⑥ 富士見公園クラブハウス使用料の適正化について	8
⑦ 公園夜間照明使用料の適正化について	9
⑧ 学校運動場夜間照明使用料の適正化について	10
⑨ 堰下レクリエーション広場使用料の適正化について	11
⑩ スポーツセンター使用料の適正化について	12
⑪ 生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化について	14

(2) 手数料

① 霊園管理手数料の適正化について	15
② 墓地除草手数料の適正化について	15
③ 墓地許可証交付手数料の適正化について	16
④ 動物の死体処理手数料の適正化について	16
⑤ 可燃物処理手数料の適正化について	17
⑥ 粗大ごみ持込手数料の適正化について	17
⑦ 粗大ごみ収集手数料の適正化について	17
⑧ 剪定枝持込手数料の適正化について	18
⑨ 可燃物、不燃物収集手数料（指定袋）の適正化について	18
⑩ し尿汲取手数料の適正化について	19
⑪ 一般廃棄物処理業許可手数料の適正化について	19
⑫ 畜犬登録等手数料の適正化について	20
⑬ 放置自転車等撤去手数料の適正化について	21
⑭ 市政情報開示手数料の適正化について	22
⑮ 税務関係証明手数料の適正化について	23
⑯ 税務関係閲覧手数料の適正化について	23
⑰ 都市計画証明手数料の適正化について	24
⑱ 道路関係証明手数料の適正化について	24
⑲ 住民票交付手数料の適正化について	25

②⑩ 印鑑登録証明手数料の適正化について	25
②⑪ 戸籍附票手数料の適正化について	26
②⑫ 住民基本台帳カード交付及び再交付手数料の適正化について	26
②⑬ その他証明手数料の適正化について	27
②⑭ 市民課閲覧手数料の適正化について	27
②⑮ 下水道工事店指定事務手数料の適正化について	28
3 水道料金の適正化について	29
4 下水道使用料の適正化について	33
5 その他	35
(1) 住民票自動交付機と窓口での交付手数料の設定について	35
(2) 市外利用者の料金の設定、時間単位での貸出し及び減免について	36
おわりに	37
資料編	40
1 諮問事項の過去の審議等状況	41
2 使用料等の検討資料	43
3 審議会の開催経過	80
4 審議会委員名簿	82

はじめに

本審議会は、市長から諮問された各施設使用料等の適正化について、各施設のコストの経年比較、利用状況の推移、他自治体の使用料等の資料を市に提出を求め、これらを基に慎重に審議を進めてきた。

今回の諮問は、公共施設使用料等の設定にあたっての統一的な算定基準を設けたうえで、特定の行政サービスの受益者負担と公費負担のありかたが公平であるかを検証し、負担の適正化を図ることが主眼であると理解するところである。

使用料等の適正化を図るとは、行政サービスのコストを的確に把握し、そのコストに対して受益者の負担が適正であるかを検証することであると考える。そして、一定の周期で検討することは当然必要であるが、社会経済情勢や行政サービスコストが大きく変わった際などにも、必要に応じて随時検証すべきであると考えている。

審議に入るにあたって、まず公共施設使用料等の設定についての統一的な基準となる「使用料等適正化のための基本指針」を定め、その指針に従い各施設使用料等の適正化について審議を行ったところである

使用料等の適正化についての意見

1 公共施設使用料等設定にあたっての算定基準について

公共施設の使用料や各種手数料等の額の設定については、これまでコスト計算を行うとともに近隣自治体の状況や市の他公共施設などを参考に決定してきた。

標記の諮問事項は、平成17年度の使用料等審議会の答申において、特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担のあり方が適正であるかを判断するために「使用料等の設定にあたっての統一的な基準」を検討する必要があるとしていることを受けていると思慮されるが、本審議会においても基準が必要であるとの認識を持ったところである。

そこで本審議会では、各施設使用料等の適正化を審議するにあたっての基本ルールとなる行政コスト計算の基準、公費と受益者の適正な負担割合の設定等を行うため基本方針を別紙「使用料等適正化のための基本方針（案）」のとおり定めたところである。

【使用料等適正化のための基本方針（案）】

1 受益者負担の原則の徹底

施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

また、減免制度について統一した基準等を設定し、一層の適正化を図ることとする。

2 使用料算定方法の明確化

従来の使用料の算定にあたっては、経常的な維持管理・運営経費のみを対象経費とし、施設の面積等によりコスト計算を行い、更に、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行い使用料として決定してきた。

また、減価償却費などの資本形成に係る部分については、「市民全体の財産」として誰もが利用することができることから、公費（税金）で負担すべきものと考え、使用料の原価には算入しないこととしてきた。

しかし、市民（利用者）が納得した受益負担を求めるためには、使用料算定の積算根拠を明確化し、原価のあり方や受益者負担の割合を設定する必要があることから、従来の考え方等を整理し、使用料算定の基本は次のとおりとする。

* 基本算定式 使用料 = 原価×受益者負担の割合（公費負担との割合）

3 統一的な算定方法

ア 原価算定

羽村市では、従来から施設に対する維持管理費（人件費、物件費、維持補修費）を基準に算定してきたが、資本的経費（減価償却費）についても、適正な世代間負担を求めべきとの観点からコスト計算に算入すべきとの意見が多くなってきた。また、新たな公会計制度の導入により「行政コスト計算書」も作成することから、これに準じたコスト計算を行うことが適当と考える。

しかし、現在、新たな公会計制度の導入に向けて、固定資産台帳を整備中であることから、この台帳が整備できた時点から算入することとし、今回の原価算定では、資本的経費については含めないこととする。

《原価算定の内容》

①人件費、物件費、維持補修費等を根拠とする。減価償却費は公共施設の観点から公費負担と区分し算入しない。（現在の羽村市の算定）

*平成21年度中は、固定資産台帳を整備中のため算定できないため、この算定とする。

②人件費、物件費、維持補修費、減価償却費を根拠とする。（新たな公会計制度に基づく行政コスト計算書に準じて作成する。）

項目	説明	備考
人件費	職員の給与や報酬などの人にかかる経費	
物件費	光熱水費、委託料、使用料及び賃借料など施設の維持管理・運営にかかる経費	
維持補修費	施設修繕料、維持補修工事費など施設を修繕・維持するための経費	
補助費等	保険料、施設の維持管理・運営にかかる負担金、補助及び交付金など	
減価償却費	有形固定資産の減価償却費	* 今回は算入しない
公債費（利子のみ）	借入れた市債の支払利息	〃

*職員人件費は、給料、職員手当（退職手当負担金を除く）を合算した、一般会計にかかる一般職員（教育長、管理職を除く）の平均単価を用いて、当該事務に直接従事する人数により算定する。

イ 原価計算

施設使用料の原価計算については、上記の対象項目を合算し、1日あたりのコストを算定し、面積・時間で按分して算出する。

なお、1日あたりで算定することが困難な場合や相応しくない場合は、1人（件）あたりコストなどにより算定することもできるものとする。

①一日あたりコスト

対象経費 × (占有面積 ÷ 占有部分総面積) ÷ 年間利用可能日数

②1人（件）あたりコスト

対象経費 × (占有面積 ÷ 占有部分総面積) ÷ 年間利用人数

ウ 使用料の計算

使用料の計算は、各施設の区分により計算するが、基本は、1㎡・1時間・1人（件）当りの単価（コスト）のいずれかを算出し求めていく。

また、時間単価等を求める場合、稼働率をどのようにするかが課題となるが、原則として100%とする。

実際の稼働率との乖離が大きい場合は、理論コストと実コストの差が大きくなるため、それぞれの利用率等も検討していくこととする。

4 施設等による負担区分

市の設置した施設にはそれぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費（税）で負担する割合と受益者が負担する割合を定め負担することとする。

サービスの性質は様々な捉え方があるが、2つの方向から整理することとする。

1つは、行政が行うべき公共的サービスか、民間でも提供できる市場的サービスかを視点とする。もう1つの視点としては、そのサービスが市民にとって基礎（必需）的なものか、選択的なものかによるものである。

これらを整理すると右図のようになるが、受益者負担の割合は、時代とともに考え方や社会経済状況等も変化することから、時代の変化に応じて見直すこととする。

	非市場(公共的)		
	②		①
	公費負担 50%		公費負担 100%
	受益者負担 50%		受益者負担 0%
選 択 的			基礎(必需)的
	公費負担 0%		公費負担 50%
	受益者負担 100%		受益者負担 50%
	③		④
	市 場 的		

◎基礎（必需）的サービス（ほとんどの市民が必要とするサービス）

◎選択的サービス（特定の市民に必要とされるサービス）

◎非市場（公共）的サービス（主として行政が提供するサービス）

◎市場的サービス（民間でも提供されるサービス）

	区 分	例
①	基礎的、非市場的	道路、公園、小中学校施設など
②	選択的、非市場的	体育館、運動場など
③	選択的、市場的	保養施設、ホール、テニスコート、プールなど
④	基礎的、市場的	住宅等

5 減額・免除の基準を整理、統一化

受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲は、できるだけ限定することが望ましいが、施設の設置目的等を考慮する必要がある。

6 手数料について

手数料は、各種証明など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担率は、100%を原則することが望ましいと考える。

原価計算等については、基本的に使用料と同様に行う。ただし、投資的な費用は除いたものとする。

なお、塵芥処理手数料等については、その事業内容を加味する必要もある。

7 定期的な見直しについて

使用料・手数料の見直しを長期間放置した場合、適正な負担額との差が大きくなり、改定額の見直し幅も大きくなる傾向にある。また、適正な受益者負担に対する利用者の意識も希薄化することとなり、結果として理解を得られにくくなる。

よって、コスト計算は毎年度行い、見直しについては定期的に使用料等審議会を設置することとし、この期間については4年サイクルを原則とする。

8 改定における上限率の設定について(激変緩和措置について)

使用料の改定にあたっては、市民(利用者)への影響に配慮し、現行使用料等の1.5倍から2倍を上限とするなど、激変緩和措置を講じる必要がある。

9 見直しに向けての市の経営努力等について

使用料を改定するには、市が、絶えず経費の削減に努力し適切な費用による効率的な施設運営を行うことが前提となる。併せて、経営的な視点から施設の利用率(稼働率)の向上を図り、使用料を増やす努力が求められることは必然となってくる。これらの経営努力を怠ることなく、施設等の運営、維持管理を適切に行う必要がある。

2 各施設使用料等の適正化について

(1) 使用料

① 富士見斎場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

富士見斎場使用料については、平成18年9月に設定され、現在に至っている。

本施設は、通夜・告別式などの葬儀ができる施設で、平成18年9月から「株式会社 コナモーレ」に施設運營業務を委託している。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、ホール 75.5%、和室 122.9%だが、使用の形態については、ほぼ全てが両方を併せて使用しており、両方合わせた利用者負担の割合は90.4%となる。

本施設の各区分の使用料の適正化については、利用者の平均負担割合が、使用料を改定する範囲に至っていないという結論に達した。よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

② 産業福祉センター使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であるとする。

産業福祉センターは、東京都勤労福祉会館を東京都から羽村市が移管を受けた施設で、市の産業振興の拠点としてリニューアルし、平成13年3月に開館されたものであり、施設の管理運営は羽村市商工会へ委託している。

本施設は、貸出し用のホールや会議室等とセンター主催事業等に使用するセミナールーム等があり、貸出し用のホール、会議室については、プロジェクターや音響設備等を完備している。

本施設の使用料については、移管後も東京都勤労福祉会館の使用料と同額に設定され、現在に至っている。

コスト面をみると、平成16年度と平成20年度を比較すると、19.9%減少している。

また、平成20年度のコストに対する利用者の平均負担割合は63.3%となっており、平成16年度のコストに対する利用者の平均負担割合の50.7%と比べて12.6ポイント上昇している。

本施設は、産業振興の観点から、市内事業所・企業の使用については免除規定を設けて対応しているが、羽村市の同種の公共施設使用料との調整を図り、貸出し時間の区分の見直しや、減免の対象を拡大すべきとの意見があった。しかし、施設の目的が異なるため、他の公共施設とは違った視点から審議する必要もあり、利用者の平均負担割合が若干上昇しているが使用料を改定する範囲に至っていないという結論に達した。よって、現行使用料を据え置くことが適当であるとする。

③ コミュニティセンター使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であるとする。

コミュニティセンターの使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき平成8年4月に改定され、現在に至っている。

本施設は、昭和60年4月に開館し、途中、管理運営を委託していた期間があるが、平成20年4月からは市が直接管理運営を行っている。

利用状況は、公民館取り壊し後一時的な増加はあったが、生涯学習センターゆとりぎの完成後、減少傾向にある。

平成16年度と平成20年度の各決算のコストを比較すると、施設の老朽化による修繕費などが増加し、全体の年間コストでは2.6%の微増となっている。

平成20年度のコストに対する利用者負担割合は、平均で36.2%となっており、平成16年度の利用者負担割合の36.7%と比べて0.5ポイントの低下しているものの、大きな変化はみられない。

各部屋の使用料の適正化について検討した結果、利用区分の時間単位について検討すべきとの意見が出たが、本施設の使用料自体については、利用者の平均負担割合に大きな変化がなく、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。よって、現行使用料を据え置くことが適当であるとする。

④ 学習等供用施設・地域集会施設使用料の適正化について

《結論》 使用料の公平性を保つため、利用者負担を考慮し、時間をかけて検討することが適当であると考えます。

学習等供用施設・地域集会施設の使用料については、各町内会等が施設の管理運営を行い、使用料も各町内会等に収入する利用料金制を採用していたが、地方自治法の改正に伴い、平成18年度からは市が直接管理運営を行う形に移行している。使用料については、条例で上限を定めているものの、それまでの地域の実情を考慮し、利用料金制当時の料金そのまま据え置かれて現在に至っている。

各施設の状況をみると、施設によって面積や老朽化等の程度が異なり、かかるコストも老朽化の程度に比例して高くなっている状況であり、また使用料についても施設によって差が生じている。こうしたことから「市民から見ると同じ羽村市に住んでいながら、同一目的であるこれらの公共施設の使用料に差があるのはどうか」、「同じ市民であるならば受益者負担の公平性からも、等しく負担してもらう必要があるのではないか」という意見があった。

これらを踏まえて、学習等供用施設・地域集会施設使用料について検討した結果、公平性を保つため、利用者負担を考慮し、時間をかけて検討することが適当であるとの結論に達した。

⑤ 公園運動場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考え。

なお、市外利用者の料金設定について検討する必要があると考える。

公園運動場については、野球場やソフトボール場、テニスコートなど多様なものがあり、市内の4か所の公園にそれぞれ設置されている。

本施設の使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき平成8年4月に改定され、現在に至っている。

平成16年度と平成20年度のコストを比較すると、野球場、ソフトボール場は平均で3.5%の減、テニスコートは平均で16.4%の減、陸上競技場、サッカー場は平均で5.7%の減となっている。

平成20年度のコストに対する各施設の利用者負担の割合は、約37.5%～105.6%と開きがあるが、公園運動施設全体の利用者の平均負担割合をみると77.1%となっており、平成16年度のコストに対する利用者負担割合の66.8%と比べると10.3ポイントの上昇となっている。これは、駐車場用地の賃借料の減や事業の効率化による経費の減に伴うものと考えられる。

なお、市外利用者増に伴い市内利用者が利用しづらくなっている点や近隣他市で市外料金の設定を行う市が出てきていることを考慮し、市外利用者の料金について差を設けることを検討する必要があるとの意見及び利用時間区分について現行では長時間で利用しづらいとの意見があった。

これらを踏まえ、本施設使用料については、市外利用者の料金の設定及び利用時間単位について検討は必要だが、現行使用料自体は、施設全体の利用者の平均負担割合が使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。よって現行使用料を据え置くことが適当であると考え。なお、市外利用者の料金設定について検討する必要があると考える。

⑥ 富士見公園クラブハウス使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であるとする。

富士見公園クラブハウスの使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき平成8年4月に改定され、現在に至っている。

施設の形態は、主にスポーツ団体等にミーティング等のための部屋を提供しているものであるが、各種団体の会議等にも利用されている。

平成20年度のコストは、平成16年度と比較して1.7%～5.1%減少している。

平成20年度のコストに対する利用者の平均負担割合をみると50.8%となっており、平成16年度のコストに対する利用者の平均負担割合と比較しても1.7ポイントの上昇であり、ほとんど変化は見られない。

また、会議室、研修室を持つ市内の他施設と比較して、著しく料金が低い区分について、最低料金の設定を検討すべきとの意見があったが、他の区分については概ね均衡が図られていると考えられることから、本施設使用料の適正化については、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。よって、現行使用料を据え置くことが適当であるとする。

⑦ 公園夜間照明使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であるとする。

公園夜間照明の使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき平成8年4月に改定され、現在に至っている。

平成16年度と平成20年度のコストを比較すると、利用件数の減少が大きかった武蔵野公園テニスコートの0.2%の減少を除き、他は電気料金が改定したことにより、12.0%～17.6%増加している。

平成20年度のコストに対する利用者の平均負担割合は、112.1%と高くなっているが、その理由は、コストが減少したことと、夜間照明施設は大量の電力を消費する特殊な施設であるため、受益者に応分の負担を求めていることにある。

また、個別に見ると、利用者負担割合が100%を超えている区分は、ソフトボール場のみであり、他の区分は90.2%～99.4%となっている。なお、各施設の稼働率を100%と仮定した理論値でコストを算出しており、使用時間実績からコストを算出すると、ソフトボール場の実際の利用者負担割合は約50%となる。

平成16年度と平成20年度の利用者の平均負担割合を比較すると、15.2ポイント低下しており、前述の理由を考慮すれば、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。よって、現行使用料を据え置くことが適当であるとする。

⑧ 学校運動場夜間照明使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

学校運動場夜間照明の使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき平成8年4月に改定され、現在に至っている。

平成16年度と平成20年度のコストを比較すると、利用件数が減少したため、区分により8.5～10.7%増加している。

平成20年度のコストに対する利用者の平均負担割合は、70.3%と比較的高くなっているが、その理由は公園夜間照明使用料と同様、受益者に応分の負担を求めていることにある。

平成16年度と平成20年度の利用者の平均負担割合を比較すると、6.9ポイント低下しているが、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

⑨ 堰下レクリエーション広場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

堰下レクリエーション広場の使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき平成8年4月に改定され、現在に至っている。

施設の形態は、芝生広場、テントサイト、営火場で構成されており、主に町内会、ボーイスカウト及び市内の青少年団体に利用されている。

平成20年度のコストは平成16年度と比較して委託料及び使用料の減少により7.6%～10.7%減少している。

平成20年度のコストに対する利用者の平均負担割合をみると、平成16年度の74.0%と比較して平均で6.9ポイント上昇し80.9%と高い割合になっているが、その理由としては、この施設が管理者を配置していないことから、他の施設と比較して低いコストで運営されており、経費節減によって施設全体の維持管理費が減少したためである。

以上のように、利用者の負担は高い割合を示しているものの、主な利用団体である市内の青少年団体等の利用については使用料の減免規定が設けられていることから、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

⑩ スポーツセンター使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であるとする。

なお、市外利用者の料金を上げることについて検討する必要があるとする。

スポーツセンターの使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき平成8年4月に改定され、現在に至っている。ただし、平成13年度の使用料等審議会の答申に基づき平成14年4月から市外利用者の使用料が1.5倍に改定されている。

本施設は、体育・スポーツやレクリエーション活動を通じて、市民が健康・体力づくりを行い、心身ともに健康な生活を維持できるよう設置され多くの市民に利用されている。

本施設の個人利用区分に係るコストについては、利用実績人数の変動に大きく影響されることから、利用目標人数を設定し、利用実績人数の変動に影響されない目標値ベースでのコスト計算もあわせて行った。

平成16年度と平成20年度のコストを比較すると、臨時職員の活用による職員人件費の減等により、貸切利用において約7.0%減少している。また、個人利用のコストは、トレーニングルームとスタジオの経費按分方法の見直しによる増減を除くと、卓球のコストが需用費の増加に伴い、実績値ベースで14.5%増加しているが、目標値ベースでは12.1%の増加となっている。

平成20年度のコストに対する利用者の平均負担割合は、コストが減少したために平成16年度と比較して2.5ポイント上昇し、42.8%となったが、大きな変化はみられない。

会議室、和室の夜間の使用料については比較的高い利用者負担割合となっており、中にはコストよりも利用者負担の方が多くなっている現状であるが、その理由としては、コストは全日のコストをそれぞれの時間区分で単純に按分して算出しているのに対して、使用料は各時間区分の利用頻度に応じて高く設定していることによる。

なお、利用区分の時間単位について検討すべきとの意見及びトレーニング

ルームの使用料について市内利用者と市外利用者との差が少なすぎるという意見があった。

以上のように、コスト減少のために利用者の負担割合が増加しているが、本施設の使用料自体については、利用者の平均負担割合に大きな変化がなく、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。よって、市外利用者の料金を上げることについて検討しながら、現行使用料を据え置くことが適当であると考えます。

⑪ 生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

生涯学習センターゆとろぎの使用料については、平成17年度の使用料等審議会の答申に基づき新たに設定され、平成18年4月から現在に至っている。

本施設は、大・小ホールをはじめ、レセプションホール、創作室、学習室、和室等を有し、文化・芸術及びコミュニティの振興等、多くの人々が集い交流する市民の生涯学習活動の場として、活発に利用されている。

本施設は平成18年の開設のため、平成17年度の見込値と平成20年度決算のコストとの比較検討を行ったところ、光熱水費の減及び契約確定による委託料の減等により、総額で約2,600万円の減少となった。

平成20年度のコストに対する利用者の平均負担割合をみると、平成17年度見込値の50.8%と比較して9.9ポイント上昇し、60.7%となっている。その理由としては、前述のとおりコストの減少によるものである。

なお、利用時間単位について利用しづらいので、利用区分の時間単位の設定を検討すべきとの意見があった。

以上のように、利用者の負担割合は上昇したものの、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

(2) 手数料

① 霊園管理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

霊園管理手数料については、平成6年4月に改定され、現在に至っている。本手数料は、富士見霊園使用者から、霊園内の清掃その他霊園の共用部分の管理に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、6.0㎡区画、4.5㎡区画共に85.3%となる。

霊園管理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

② 墓地除草手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

墓地除草手数料については、平成6年4月に改定され、現在に至っている。本手数料は、富士見霊園使用者から、墓地の除草管理の代行を委託されたものについて、年4回行う墓地の除草に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、6.0㎡区画、4.5㎡区画共に87.6%となる。

墓地除草手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

③ 墓地許可証交付手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

墓地許可証交付手数料については、昭和59年4月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、墓地使用許可証を書換え又は再交付をする際にその事務経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、書換え 17.8%、再交付 13.3%となる。

墓地許可証交付手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

④ 動物の死体処理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

動物死体処理手数料については、平成14年10月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、動物の占有者から、動物の死体の処理を代行して行う場合に、その経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、1体あたり 66.3%となる。

動物死体処理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑤ 可燃物処理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

可燃物処理手数料については、平成16年10月に改定され、現在に至っている。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、43.7%となる。

可燃物処理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑥ 粗大ごみ持込手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

粗大ごみ持込手数料は、平成14年10月に改定され、現在に至っている。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、29.1%となる。

粗大ごみ持込手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑦ 粗大ごみ収集手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

粗大ごみ収集手数料は、平成14年10月に改定され、現在に至っている。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、34.3%となる。

粗大ごみ持込手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑧ 剪定枝持込手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

剪定枝持込手数料は、平成14年10月に改定され、現在に至っている。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、29.1%となる。

粗大ごみ持込手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑨ 可燃物、不燃物収集手数料（指定袋）の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

可燃物、不燃物収集手数料（指定袋）は、平成14年10月に改定され、現在に至っている。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、指定収集袋のミニ袋が10.7%、小・中・大袋が11.4%となる。

可燃物、不燃物収集手数料（指定袋）の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑩ し尿汲取手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

し尿汲取手数料については、平成21年4月に料金体系を従量料金制から回数料金制に移行・改定され、現在に至っている。

本手数料は、公共下水道未接続の一般世帯及び事業所の便所等から排出されるし尿汲取に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、区分により5.4%～55.6%となる。

し尿汲取手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑪ 一般廃棄物処理業許可手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

一般廃棄物処理業等許可手数料については、平成17年度の使用料等審議会の答申に基づき平成18年4月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、一般廃棄物の収集運搬業等を営む事業者の許可等に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、区分により54.4%～174.2%となる。

一般廃棄物処理業等許可手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑫ 畜犬登録等手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

蓄犬登録等手数料については、事務移管前の東京都の手数料額を引き継いで、平成11年3月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、狂犬病の発生及び蔓延防止のために、飼い主に登録を義務付けたもので、その登録に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、各区分とも犬の鑑札再交付の88.0%から狂犬病予防注射済票交付の100.8%の範囲となる。

なお、本手数料については、都内全ての自治体で同一の手数料となっている。

蓄犬登録等手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑬ 放置自転車等撤去手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であるとする。

放置自転車等撤去手数料については、平成6年10月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、禁止区域内及び市が設置した自転車駐車場内に放置された自転車等を撤去した際、当該自転車等の利用者等からその撤去に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、自転車が55.1%、原動機付自転車が82.6%となる。また、近隣市と比較して、当市の手数料は概ね平均的な額となっている。

放置自転車等撤去手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であるとする。

⑭ 市政情報開示手数料の適正化について

《結論》 他の自治体等の動向を慎重に検討し、現行手数料を上げることが
適当であると考える。

市政情報公開手数料については、平成15年10月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、行政の説明責任の確保を図るために設けられた制度であり、市政情報開示請求により、開示を行うための事務に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担は、市民及び利害関係者等は無料、市民以外は1.1%となる。

受益者負担の観点からみると、他の証明手数料に比べて著しく低い手数料となっている。また、最近では、営利目的で利用する者も多くなっている傾向が見られる。

これらの状況を踏まえて、市政情報開示手数料の適正化について検討した結果、金額の設定については、他の自治体等の動向を慎重に検討し、現行手数料を上げることが適当であるという結論に達した。

⑮ 税務関係証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

税務関係証明手数料については、昭和63年6月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、課税・非課税証明、納税証明、法人証明、評価証明、住宅用家屋証明等税務に係る証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、各区分48.9%～365.2%となる。このうち100%を超える住宅用家屋証明については、政令により規定された全国一律の手数料である。

税務関係証明手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑯ 税務関係閲覧手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

税務関係閲覧手数料については、平成15年7月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、地籍図等の閲覧に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、39.3%となる。

税務関係閲覧手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑰ 都市計画証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

都市計画証明手数料については、昭和63年6月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、土地についての用途地域、都市計画道路、都市計画緑地、区画整理区域、市街化区域の各種区域の証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、17.7%であるが、福生都市計画区域内にある近隣市と同額の手数料となっている。

都市計画証明手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑱ 道路関係証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

道路関係証明手数料については、昭和63年6月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、土地境界図証明書や公道証明等道路に関する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、24.5%となる。また、近隣市町村との比較では、同等の手数料となっている。

道路関係証明手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑱ 住民票交付手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

住民票交付手数料については、昭和63年6月に改定され、そのうち郵送分は、平成17年度の使用料等審議会の答申に基づき平成18年4月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、住民票の写しの交付に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、窓口分76.9%、郵送分100.8%、自動交付機分20.9%となる。

住民票交付手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

⑳ 印鑑登録証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

印鑑登録証明手数料については、昭和63年6月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、印鑑登録証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、窓口分76.9%、自動交付機分20.8%となる。

印鑑登録証明手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

②① 戸籍附票手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

戸籍附票手数料については、昭和63年6月に改定され、そのうち郵送分は、平成17年度の使用料等審議会の答申に基づき平成18年4月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、戸籍附票の交付に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、窓口分67.8%、郵送分92.6%となる。

戸籍附票手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

②② 住民基本台帳カード交付及び再交付手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

住民基本台帳カード交付及び再交付手数料については、平成15年8月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、住民基本台帳カード交付及び再交付に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、20.4%となる。

住民基本台帳カード交付及び再交付手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

㉓ その他証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

その他証明手数料については、昭和63年6月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、住民票記載事項証明書、外国人登録記載事項証明書、不在住証明書、不在籍証明書、身分証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、各区分 32.5%～91.5%となる。

その他証明手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

㉔ 市民課閲覧手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

市民課閲覧手数料については、平成16年6月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、住民票の一部の写しの閲覧に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、208.3%となる。

市民課閲覧手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える

②⑤ 下水道工事店指定事務手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

下水道工事店指定事務手数料については、平成13年度の使用料等審議会の答申に基づき平成18年4月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、羽村市の指定下水道工事店の指定を受ける場合や排水設備責任技術者の登録等に要する経費として納入されるものである。

平成20年度のコストに対する利用者負担の割合は、区分により77.9%～97.3%となる。

下水道工事店指定事務手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

3 水道料金の適正化について

《結論》 別表の水道料金改定（案）のとおり、見直すことが適当であると考える。

（平均改定率 18.57%）

（水道事業の現状と見通し）

水道料金については、平成 13 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 14 年 4 月に改定され、現在に至っている。

水道事業経営の基本は、地域住民の福祉向上の観点から事業活動を行い、投下資本を回収しつつその経営を継続させることを建前としている。

このことから、水道事業の経営に要する費用は、企業経営に伴う料金等の収入及び地方債によって、これに充てなければならないこととされ、いわゆる独立採算制をとっている。

羽村市の水需要は、大口使用者の撤退、企業の節水型生産体制への移行、景気低迷の影響、一般家庭における節水機器の普及や節水意識の高まり等の影響を受け、減少傾向にある。また、一般家庭等の小口径の使用水量については、総使用水量は減少しているものの、基本料金内で従量料金のかからない水量が増加しており、全ての口径の総使用水量の約 4 割を占める状況にある。今後の水需要の見通しについては、景気の状態が回復傾向に変化したとしても、増加に転じることは難しく、今後も使用水量の減少傾向は続くと推測できる。

財政収支においても、財政推計に基づいて検討した結果、収益において、使用水量に比例し減少傾向は当面続くことと推測され、支出については、職員数の削減に伴う人件費の削減や膜ろ過施設の設置による日常的な都からの受水を不要にする等経費削減に努めているものの、平成 21 年度以降約 200 万円～約 3,200 万円の欠損金が生じる見込みとなっており、利益積立金及び建設改良積立金をもって充当する状況となっている。また、資本的収支の平成 25 年度までの各年度の収支の不足額は、約 4 億 1,300 万円～4 億 8,100 万円で推移すると予測される。

これらの収益的収支及び資本的収支の推計に基づく現金の保有額は、平成23年度には約2億3,700万円まで落ち込み、企業債の元利償還金等の返済のために借入をする必要が生じ、平成25年度には資金不足となる見込である。

(料金適正化の検討)

水道事業の現状と今後の財政収支を見通すと、良質な地下水を原水とした水道水を将来にわたって市民に安定して供給し続けるためには、必要最低限の料金改定は避けられないものとする。

これらのことを踏まえて、財政収支における料金算定期間を平成22年度から25年度までの4か年とする形で検討した結果、最低19%程度の改定を行わない限り、健全な経営が成り立たないものと見込まれる。

この改定を行うことにより、今後4年間の現金収支については、資金保有額の一定水準の確保が図られるものと見込まれる。

この改定を基に平成20年度の水道使用量により改定率を試算した結果、消費税を除いた平均改定率は18.57%となっている。一般家庭（口径20mm）における2か月の平均的使用水量（40m³）でみると、改定率は、27.3%となり、額にして987円の引き上げとなっているが、これは、東京都の料金と比較しても14.5%、額にして777円安くなっている。なお、小口径については、平均改定率より高い傾向となるが、この理由は、従来の10m³まで従量料金を賦課しない基本水量制の料金体系を廃止し、水量に応じて料金を求めることとしたためによることである。

本審議会は、前述したような水道事業の経営状況に鑑み、改定の必要性を認識し、別記の改定案を妥当と認めるものである。

今回の改定案により、一定の給水収益が確保できるものの、安定した経営のためには、さらなる合理化を推進することが必要である。したがって、4年間の算定期間においても給水サービスの向上に配慮しながら、計画的に事業を押し進め、健全な事業経営に努めることを望むものである。

また、今後においても、時期を失することなく料金の適正化について定期的に見直しを図るべきであるとする。

(改定案に対する意見)

水道料金の値上げに対して、市民の負担が増加するため、現行の 2 か月に 1 回の請求を毎月ごとに請求し、負担感の軽減を図るべきではという意見があったが、そのことにより徴収経費が増加することは適正でないとの意見もあった。

また、今後の財政推計等を検討した結果、前記の改定率は数値的には妥当ではあるが、行政側の身を削るような経費節減の努力が具体的に実感できないため採決について保留するという意見もあった。

以上、改定案に対する意見はあったものの、水道料事業の安定的経営を図る必要があることから、水道料金の適正化については、改定案のとおり見直すことが適当であるという結論に達した。よって、別表の水道料金改定(案)のとおり見直すことが適当であるとする。

水道料金改定(案)

○ 1ヶ月あたりの水道料金を次のとおり改定する。

(消費税抜き料金、単位 円)

料金区分 需要種別		従量料金(1㎡あたり)						
		1～10	11～20	21～30	31～100	101～200	201～1000	1001～
基本料金								
小口径	13mm	現行料金 520 改定料金 520 増減額 0 増減率 0.00%	103 120 17 16.50%	140 160 20 14.29%	178 200 22 12.36%	245 260 15 6.12%	305 350 45 14.75%	347 370 23 6.63%
	20mm	現行料金 690 改定料金 690 増減額 0 増減率 0.00%						
	25mm	現行料金 860 改定料金 860 増減額 0 増減率 0.00%						
中口径	30mm	現行料金 2,300 改定料金 2,300 増減額 0 増減率 0.00%	178 200 22 12.36%					347 370 23 6.63%
	40mm	現行料金 4,570 改定料金 4,570 増減額 0 増減率 0.00%						
	50mm	現行料金 15,650 改定料金 15,650 増減額 0 増減率 0.00%						
大口径	75mm	現行料金 34,200 改定料金 34,200 増減額 0 増減率 0.00%						
	100mm	現行料金 74,100 改定料金 74,100 増減額 0 増減率 0.00%						
	150mm	現行料金 124,500 改定料金 124,500 増減額 0 増減率 0.00%						
公共浴場		現行料金 520 改定料金 520 増減額 0 増減率 0.00%	0 30 30 —					85 100 15 17.65%

4 下水道使用料の適正化について

《結論》 現行下水道使用料を据え置くことが適当であると考える。

(下水道事業の現状と見通し)

下水道料金については、平成17年度の使用料等審議会の答申に基づき平成18年4月に改定され、現在に至っている。

下水道事業は、公営企業として位置づけられており、税金などの公費で負担すべき雨水処理に要する経費を除き、その事業に伴う収入によって経費を補う独立採算が原則となっている。

つまり、利用者が明らかである汚水処理については、下水道使用料で賄うことを原則としている。

下水道財政計画に基づく平成25年度までの試算では、節水意識の向上や各種節水機器の普及、景気低迷等の影響により汚水処理費は有収水量の減に伴い毎年減少していくと推計されており、また、汚水整備事業に対する資本費も減少を続けるため、それに伴う一般会計からの繰入金も減少し、その結果、汚水処理の経費にかかる使用者負担率は、平成25年度には94.35%になると見込まれている。

羽村市の汚水整備事業は、昭和48年に事業を着手し、多摩川右岸秋川処理区（清流地区）も整備され、污水管布設などの整備はほぼ終わっているが、今後は、布設した污水管が老朽化していくことに伴い、その維持・管理が課題となってくる。

なお、下水道事業を公営企業として運営する以上、今回の経費に算入されていない減価償却費も民間企業同様に把握し、経費に算入すべきとの意見があった。

(下水道使用料の適正化)

羽村市では、今年度中に「羽村市下水道総合計画」を策定予定であり、この中で計画される老朽化した污水管の更新に要する経費が、今後明らかになることによって、汚水処理経費が大きく変動することが予測される。それに

に伴い使用者負担率が大きく下がることとなるが、現状では下水道使用料の適正化を図るために必要なその変動が見通せないことや、現状での使用者負担率は、ほぼ汚水処理費を賄うことができる割合で順調に推移していくことを考慮し、下水道使用料の適正化について検討した結果、使用料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考えます。

5 その他

(1) 住民票自動交付機と窓口での交付手数料の設定について

《結論》 住民票の写しの交付手数料については、自動交付機と窓口で手数料に格差を設けないことが適当であると考える。

住民票の写しは、現在、窓口と自動交付機により交付しており、その手数料は同額となっている。最近の傾向として手数料を見直す際に窓口より自動交付機の手数を低く設定し、利用勧奨は図っている自治体が見られるが、自動交付機と窓口のコストを比較すると、自動交付機にかかるコストの方が高い状況がある。

本審議会では、行政事務の効率化のために自動交付機が導入されているが、窓口での市民とのふれあいなども考慮すべきであり、市民サービスという観点から、同じサービスに対しては同一金額が適当であるとの意見があり、住民票の写しの交付手数料については、自動交付機と窓口での手数料について、格差を設けないことが適当であるという結論に達した。よって、住民票の写しの交付手数料については、自動交付機と窓口で手数料に格差を設けないことが適当であると考える。

(2) 市外利用者の料金の設定、時間単位での貸出し及び減免について

《結論》 市外利用者の料金設定については、施設ごとに検討する必要があると考える。

貸出し区分については、時間単位での貸出しを検討する必要があると考える。

減免については、適用される範囲について、限定的にするよう見直しをすることが適当であると考えます。

市外利用者の料金については、市内利用者の優先的利用を確保するため、一部市外料金を設定している施設がある。また受付方法で市内の団体が優先的に利用できる配慮をしているものもあるが、施設によっては、市外の方で混雑して市内の方が利用できない状況もある。

各施設の状況を確認し、市外利用者の料金設定について施設ごとに検討をすることが必要であるという結論に達した。

現行の貸出し単位である、午前・午後・夜間という区分は、生活様式に合わせて設定されているが、社会情勢等の変化により、生涯学習センターゆとろぎ、コミュニティセンター、産業福祉センターなどの施設において、時間単位での貸出しを検討することが必要であるという結論に達した。

減免については、受益者負担の明確化及び使用者間の公平性、公正性の観点から、適用される範囲を限定的にするよう見直すことが適当であるという結論に達した。

なお、運動施設の利用に際しては、障害者の安全性に配慮した貸出しや事業メニューを検討する必要があるとの意見があった。

おわりに

本審議会は、平成21年6月24日に市長から「使用料等の適正化について」の諮問を受け、以後、延べ7回にわたって慎重に審議を積み重ねてきたが、行政コストの検証等を通じて、市の行財政が置かれている状況を十分に理解するとともに、受益者負担が持つ役割の重要性を改めて認識したところである。

審議会の基本的考え方については、既に記したとおりであるが、答申を行うにあたり、ここに至るまでの過程において、どのような点に重点を置いて審議を進めてきたかを述べることとする。

[行政サービスのコストを的確に把握すること]

使用料等の適正化について検討するために、正確なコストの把握が必要である。現に設定されている使用料等は、必ずしも所要コストの全てを利用者の負担として求めているものではないが、それを合理的に決定するためには、先ずコストを明確にしなければならない。

また、コスト算定にあたっては、行政コスト計算書の考え方を取り入れ、利用者に応分の負担を求める経費と公費負担とする経費とを区分することも必要である。具体的には、経常的な維持管理、運営経費のみを利用者に応分の負担を求める経費としてコスト計算を行い、減価償却費や公債費など資本形成に関わる経費は公費負担としてコスト計算から除いている。

しかし、民間企業のコスト計算では、減価償却費等をコスト計算の経費に含めることは当然のことであり、今後のコスト計算については、企業的な視点に立ち、コスト計算対象区分の見直しについて検討を要すると考える。

[行政活動の効果、効率性を検証すること]

行政の運営が租税を基本とする収入で賄われているという視点に立つと、コストを度外視した施設運営等は行政努力の欠如であり、そのコストを利用者に転嫁することは到底、市民から理解を得られないものである。

そうしたことから、その運営が適正に行われているかを確認するためには、行政運営全般のコストを明らかにし、行政サービスが効果的、効率的に運営

されているかを検証することも必要である。

[特定サービスの受益者に応分の負担を求めること]

特定の行政サービスに必要な経費について、使用料等の受益者負担と租税による公費負担をどのように配分するかということが問題となるが、これを明確にすることは容易なことではない。

受益者負担としての使用料等は、そのサービスを求める者が自ら選択することが可能であるのに対し、租税は本人の行動のいかんに関わらず、義務的に徴収されるものであるからである。

今後は、同類の行政サービス間における整合性や受益者間の公平性を確保するためにも、特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担の適正な割合を明確にしておく必要があると考える。

[適切な時期に使用料等の見直しを図ること]

社会経済情勢の推移とともに、行政コストや市民ニーズが変化する中で、使用料等をいつまでも適正化しないままにしておくと、市民間の不公平格差がますます開くことになる。また、次回の見直し時には改定率も高くなり、結果的には市民への影響も大きくなる恐れがある。

このため、使用料等については、一定の周期で見直しを図ることが行政としての責務であるといえる。

また、使用料等の適正化にあたっては、全ての使用料等を画一的に捉えずに、一定の部分については現在の社会情勢及び社会構造に即して特に配慮を要する必要が求められる。

以上の視点に立って、それぞれの施設の特性に応じた結論を出してきたが、使用料等の適正化についての基本的な考え方は、その受益者に応分の負担を求めることであり、また、受益者負担が市民サービスの向上のために不可欠なものであるということを絶えず審議の基本に据え、その両面にわたって、十分に審議を尽くしたものと考えている。

このたび、それぞれの項目について、審議会の議論をふまえ審議結果について答申するものであるが、今後も、市においては、使用料等の適正化につ

いて、絶えず検討されるとともに、それに相応する質の高い行政サービスを市民に提供されることを期待するものである。

資 料 編

1 諮問事項の過去の審議状況等

名 称	前回改定時期	経過年数	17年度における審議経過			備 考
			審議	答申	改定の有無	
1 公共施設使用料等設定にあたっての算定基準について						
2 各施設使用料等の適正化について						
(1) 使用料						
富士見斎場使用料	H18. 9. 1	2. 6	—	—	—	
産業福祉センター使用料	H12. 7. 1	8. 9	○	○	—	
コミュニティセンター使用料	H8. 4. 1	13	○	○	—	
学習等供用施設・地域集会施設使用料	H18. 9. 1	2. 6	—	—	—	
公園運動場使用料	H8. 4. 1	13	○	○	—	
富士見公園クラブハウス使用料	H8. 4. 1	13	○	○	—	
公園夜間照明使用料使用料	H8. 4. 1	13	○	○	—	
学校運動場夜間照明使用料	H8. 4. 1	13	○	○	—	
堰下レクリエーション広場使用料	H8. 4. 1	13	○	○	—	
スポーツセンター使用料	H14. 4. 1	7	○	○	—	
生涯学習センターゆとろぎ使用料	H18. 4. 1	3	○	○	—	
(2) 手数料						
霊園管理手数料	H6. 4	15	—	—	—	
墓地除草手数料	H6. 4	15	—	—	—	
墓地許可証交付手数料	S59. 4	25	—	—	—	
動物の死体処理手数料	H14. 10. 1	6. 6	—	—	—	
可燃物処理手数料	H16. 10. 1	4. 6	—	—	—	
粗大ごみ持込手数料	H14. 10. 1	6. 6	—	—	—	
粗大ごみ収集手数料	H14. 10. 1	6. 6	—	—	—	
剪定枝持込手数料	H14. 10. 1	6. 6	—	—	—	
可燃物、不燃物収集手数料 (指定袋)	H14. 10. 1	6. 6	—	—	—	
し尿汲取手数料	H21. 4. 1	0	—	—	—	
一般廃棄物処理業許可手数料	H18. 4. 1	3	○	○	H18. 4. 1	
畜犬登録等手数料	H11. 3	10. 1	—	—	—	
放置自転車等撤去手数料	H6. 10	14. 6	—	—	—	

名 称	前回改定時期	経過年数	17年度における審議経過			備 考
			審議	答申	改定の有無	
市政情報開示手数料	H15. 10. 1	5. 6	—	—	—	
税務関係証明手数料	S63. 6	20. 10	—	—	—	
税務関係閲覧手数料	H15. 7. 1	5. 9	—	—	—	
都市計画証明手数料	S63. 6	20. 10	—	—	—	
道路関係証明手数料	S63. 6	20. 10	—	—	—	
住民票交付手数料	S63. 6	20. 10	○	○	—	H18. 4～郵便等申請を改正
印鑑登録証明手数料	S63. 6	20. 10	—	—	—	
戸籍附票手数料	S63. 6	20. 10	○	○	—	H18. 4～郵便等申請を改正
住民基本台帳カード交付及び再交付手数料	H15. 8. 25	5. 8	—	—	—	
その他証明手数料	S63. 6	20. 10	—	—	—	
市民課閲覧手数料	H16. 6. 1	4. 10	—	—	—	
下水道工事店指定事務手数料	H14. 4. 1	7	—	—	—	
3 水道料金	H14. 4. 1	7	○	○	—	
4 下水道使用料	18. 4. 1	3	○	○	H18. 4. 1	平均改定率16. 25%
5 その他						
(1) 住民票自動交付機と窓口での交付手数料の設定について						
(2) 市外利用者の料金設定・時間単位での貸出し及び減免について						

2 使用料等の検討資料

○富士見斎場使用料関係資料

(単位:円、%)

区分1	区分2	1日あたり コスト	区 分 別 コ ス ト		現行使用料等		現行市持出分	
			区 分	A	利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)
富士見斎場使用料	ホール	26,495	1日	26,495	20,000	75.5%	6,495	24.5%
	和室	12,201	1日	12,201	15,000	122.9%	-2,799	-22.9%
	計	38,696		38,696	35,000	90.4%	3,696	9.6%

○産業福祉センター使用料関係資料

区分	1日あたりコスト				区 分 別 コ ス ト				現 行 使用料 (円)	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			備 考	
	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	増減比 (%)	区 分	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)		増減比 (%)	H16 (%)	H20 (%)	増減	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	H16 (%)	H20 (%)		増減
第2会議室	15,250	12,215	-3,035	-19.9%	午前 3.0h	4,357	3,490	-867	-19.9%	2,600	59.7%	74.5%	14.8	1,757	890	-867	40.3%	25.5%	-14.8	
					午後 4.0h	5,810	4,653	-1,157	-19.9%	3,600	62.0%	77.4%	15.4	2,210	1,053	-1,157	38.0%	22.6%	-15.4	
					夜間 3.5h	5,083	4,072	-1,011	-19.9%	3,600	70.8%	88.4%	17.6	1,483	472	-1,011	29.2%	11.6%	-17.6	
					全日 10.5h	15,250	12,215	-3,035	-19.9%	9,800	64.3%	80.2%	15.9	5,450	2,415	-3,035	35.7%	19.8%	-15.9	
多目的室	30,809	24,677	-6,132	-19.9%	午前 3.0h	8,802	7,050	-1,752	-19.9%	2,200	25.0%	31.2%	6.2	6,602	4,850	-1,752	75.0%	68.8%	-6.2	
					午後 4.0h	11,737	9,401	-2,336	-19.9%	2,800	23.9%	29.8%	5.9	8,937	6,601	-2,336	76.1%	70.2%	-5.9	
					夜間 3.5h	10,270	8,226	-2,044	-19.9%	2,800	27.3%	34.0%	6.7	7,470	5,426	-2,044	72.7%	66.0%	-6.7	
					全日 10.5h	30,809	24,677	-6,132	-19.9%	7,800	25.3%	31.6%	6.3	23,009	16,877	-6,132	74.7%	68.4%	-6.3	
和室	6,058	4,852	-1,206	-19.9%	午前 3.0h	1,731	1,386	-345	-19.9%	1,000	57.8%	72.2%	14.4	731	386	-345	42.2%	27.8%	-14.4	
					午後 4.0h	2,308	1,849	-459	-19.9%	1,400	60.7%	75.7%	15.0	908	449	-459	39.3%	24.3%	-15.0	
					夜間 3.5h	2,019	1,617	-402	-19.9%	1,400	69.3%	86.6%	17.3	619	217	-402	30.7%	13.4%	-17.3	
					全日 10.5h	6,058	4,852	-1,206	-19.9%	3,800	62.7%	78.3%	15.6	2,258	1,052	-1,206	37.3%	21.7%	-15.6	
平均負担割合										50.7%	63.3%	12.6				49.3%	36.7%	-12.5		

会館名 本町会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 本町会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等			現行市持出分	
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
会議室19.83㎡ 和室(2) 24.72㎡	25㎡未満	3,829	午前	3.0h	1,044	700	67.0%	344	33.0%
			午後	4.0h	1,392	1,000	71.8%	392	28.2%
			夜間	4.0h	1,393	1,300	93.3%	93	6.7%
			全日	11.0h	3,829	2,700	70.5%	1,129	29.5%
和室(1) 32.28㎡	25㎡以上 50㎡未満	3,829	午前	3.0h	1,044	1,000	95.8%	44	4.2%
			午後	4.0h	1,392	1,200	86.2%	192	13.8%
			夜間	4.0h	1,393	1,500	107.7%	-107	-7.7%
			全日	11.0h	3,829	3,300	86.2%	529	13.8%
大広間77.90㎡	75㎡以上 100㎡未満	3,829	午前	3.0h	1,044	1,500	143.7%	-456	-43.7%
			午後	4.0h	1,392	2,000	143.7%	-608	-43.7%
			夜間	4.0h	1,393	2,300	165.1%	-907	-65.1%
			全日	11.0h	3,829	5,000	130.6%	-1,171	-30.6%

会館名 神明台会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 神明台会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等			現行市持出分	
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
会議室58.50㎡	50㎡以上 75㎡未満	3,669	午前	3.0h	1,001	800	79.9%	201	20.1%
			午後	4.0h	1,334	1,000	75.0%	334	25.0%
			夜間	4.0h	1,334	1,200	90.0%	134	10.0%
			全日	11.0h	3,669	2,700	73.6%	969	26.4%
大広間95.00㎡	75㎡以上 100㎡未満	3,669	午前	3.0h	1,001	1,100	109.9%	-99	-9.9%
			午後	4.0h	1,334	1,500	112.4%	-166	-12.4%
			夜間	4.0h	1,334	1,800	134.9%	-466	-34.9%
			全日	11.0h	3,669	4,000	109.0%	-331	-9.0%

会館名 三矢会館(学習等供用施設)

(単位:円、%)

区分1 三矢会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等			現行市持出分	
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
保育室18.90㎡	25㎡未満	5,002	午前	3.0h	1,364	900	66.0%	464	34.0%
			午後	4.0h	1,819	1,200	66.0%	619	34.0%
			夜間	4.0h	1,819	1,400	77.0%	419	23.0%
			全日	11.0h	5,002	3,200	64.0%	1,802	36.0%
休養室26.50㎡ 学習室28.68㎡ 会議室32.50㎡	25㎡以上 50㎡未満	5,002	午前	3.0h	1,364	1,200	88.0%	164	12.0%
			午後	4.0h	1,819	1,600	88.0%	219	12.0%
			夜間	4.0h	1,819	1,900	104.5%	-81	-4.5%
			全日	11.0h	5,002	4,200	84.0%	802	16.0%
集会室69.85㎡	50㎡以上 75㎡未満	5,002	午前	3.0h	1,364	1,400	102.6%	-36	-2.6%
			午後	4.0h	1,819	1,900	104.5%	-81	-4.5%
			夜間	4.0h	1,819	2,300	126.4%	-481	-26.4%
			全日	11.0h	5,002	5,000	100.0%	2	0.0%

会館名 小作本町会館(学習等供用施設)

(単位:円、%)

区分1 小作本町会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等			現行市持出分	
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
料理学習室 28.63㎡	25㎡以上 50㎡未満	5,105	午前	3.0h	1,392	1,200	86.2%	192	13.8%
			午後	4.0h	1,856	1,500	80.8%	356	19.2%
			夜間	4.0h	1,857	1,000	53.9%	857	46.1%
			全日	11.0h	5,105	2,000	39.2%	3,105	60.8%
保育室31.01㎡	25㎡以上 50㎡未満	5,105	午前	3.0h	1,392	500	35.9%	892	64.1%
			午後	4.0h	1,856	500	26.9%	1,356	73.1%
			夜間	4.0h	1,857	700	37.7%	1,157	62.3%
			全日	11.0h	5,105	1,000	19.6%	4,105	80.4%
休養室36.03㎡ 学習室35.36㎡	25㎡以上 50㎡未満	5,105	午前	3.0h	1,392	700	50.3%	692	49.7%
			午後	4.0h	1,856	800	43.1%	1,056	56.9%
			夜間	4.0h	1,857	1,000	53.9%	857	46.1%
			全日	11.0h	5,105	1,500	29.4%	3,605	70.6%
集会室72.45㎡	50㎡以上 75㎡未満	5,105	午前	3.0h	1,392	1,000	71.8%	392	28.2%
			午後	4.0h	1,856	1,300	70.0%	556	30.0%
			夜間	4.0h	1,857	1,500	80.8%	357	19.2%
			全日	11.0h	5,105	2,000	39.2%	3,105	60.8%

会館名 富士見平会館(学習等供用施設)

(単位:円、%)

区分1 富士見平会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
料理室38.02㎡ 学習室(1)35.75㎡ 学習室(2)42.25㎡	25㎡以上 50㎡未満	7,054	午前	3.0h	1,924	700	36.4%	1,224	63.6%
			午後	4.0h	2,565	700	27.3%	1,865	72.7%
			夜間	4.0h	2,565	700	27.3%	1,865	72.7%
			全日	11.0h	7,054	2,000	28.4%	5,054	71.6%
休養室 37.27㎡ 集会室(1)37.70㎡ 集会室(2)52.23㎡	25㎡以上 50㎡未満	7,054	午前	3.0h	1,924	1,000	52.0%	924	48.0%
			午後	4.0h	2,565	1,000	39.0%	1,565	61.0%
			夜間	4.0h	2,565	1,000	39.0%	1,565	61.0%
			全日	11.0h	7,054	3,000	42.5%	4,054	57.5%

会館名 美原会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 美原会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
和室(1)19.44㎡ 和室(2)19.44㎡ 和室(3)19.44㎡	25㎡未満	3,487	午前	3.0h	951	500	52.6%	451	47.4%
			午後	4.0h	1,268	500	39.4%	768	60.6%
			夜間	4.0h	1,268	500	39.4%	768	60.6%
			全日	11.0h	3,487	1,000	28.7%	2,487	71.3%
厨房 19.44㎡	25㎡未満	3,487	午前	3.0h	951	300	31.5%	651	68.5%
			午後	4.0h	1,268	300	23.7%	968	76.3%
			夜間	4.0h	1,268	300	23.7%	968	76.3%
			全日	11.0h	3,487	900	25.8%	2,587	74.2%
集会室 61.56㎡	50㎡以上 75㎡未満	3,487	午前	3.0h	951	700	73.6%	251	26.4%
			午後	4.0h	1,268	700	55.2%	568	44.8%
			夜間	4.0h	1,268	700	55.2%	568	44.8%
			全日	11.0h	3,487	2,000	57.4%	1,487	42.6%

会館名 緑ヶ丘会館(学習等供用施設)

(単位:円、%)

区分1 緑ヶ丘会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
学習室23.43㎡	25㎡未満	5,162	午前	3.0h	1,408	900	63.9%	508	36.1%
			午後	4.0h	1,877	1,200	63.9%	677	36.1%
			夜間	4.0h	1,877	1,400	74.6%	477	25.4%
			全日	11.0h	5,162	3,100	60.1%	2,062	39.9%
料理学習室 33.71㎡	25㎡以上 50㎡未満	5,162	午前	3.0h	1,408	800	56.8%	608	43.2%
			午後	4.0h	1,877	1,000	53.3%	877	46.7%
			夜間	4.0h	1,877	1,200	63.9%	677	36.1%
			全日	11.0h	5,162	2,700	52.3%	2,462	47.7%
1階集会室 61.85㎡ 2階集会室 70.82㎡	50㎡以上 75㎡未満	5,162	午前	3.0h	1,408	1,200	85.2%	208	14.8%
			午後	4.0h	1,877	1,600	85.2%	277	14.8%
			夜間	4.0h	1,877	1,900	101.2%	-23	-1.2%
			全日	11.0h	5,162	4,200	81.4%	962	18.6%

会館名 奈賀会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 奈賀会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
1階会議室 33.12㎡	25㎡以上 50㎡未満	3,589	午前	3.0h	979	800	81.7%	179	18.3%
			午後	4.0h	1,305	1,200	92.0%	105	8.0%
			夜間	4.0h	1,305	1,600	122.6%	-295	-22.6%
			全日	11.0h	3,589	2,000	55.7%	1,589	44.3%
2階会議室 66.24㎡	50㎡以上 75㎡未満	3,589	午前	3.0h	979	1,400	143.0%	-421	-43.0%
			午後	4.0h	1,305	1,900	145.6%	-595	-45.6%
			夜間	4.0h	1,305	2,300	176.2%	-995	-76.2%
			全日	11.0h	3,589	4,000	111.5%	-411	-11.5%

会館名 天王台会館(学習等供用施設)

(単位:円、%)

区分1 天王台会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
事務室 15.33㎡	25㎡未満	8,581	午前	3.0h	2,340	500	21.4%	1,840	78.6%
			午後	4.0h	3,120	500	16.0%	2,620	84.0%
			夜間	4.0h	3,121	500	16.0%	2,621	84.0%
			全日	11.0h	8,581	2,000	23.3%	6,581	76.7%
集会室 52.00㎡	50㎡以上 75㎡未満	8,581	午前	3.0h	2,340	700	29.9%	1,640	70.1%
			午後	4.0h	3,120	900	28.8%	2,220	71.2%
			夜間	4.0h	3,121	1,000	32.0%	2,121	68.0%
			全日	11.0h	8,581	2,000	23.3%	6,581	76.7%
学習室 60.00㎡	50㎡以上 75㎡未満	8,581	午前	3.0h	2,340	800	34.2%	1,540	65.8%
			午後	4.0h	3,120	1,000	32.1%	2,120	67.9%
			夜間	4.0h	3,121	1,200	38.4%	1,921	61.6%
			全日	11.0h	8,581	2,700	31.5%	5,881	68.5%

会館名 小作台東会館(学習等供用施設)

(単位:円、%)

区分1 小作台東会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
料理講習室 18.23㎡	25㎡未満	5,242	午前	3.0h	1,430	900	62.9%	530	37.1%
			午後	4.0h	1,906	1,200	63.0%	706	37.0%
			夜間	4.0h	1,906	1,400	73.5%	506	26.5%
			全日	11.0h	5,242	3,000	57.2%	2,242	42.8%
研修室 30.64㎡	25㎡以上 50㎡未満	5,242	午前	3.0h	1,430	800	55.9%	630	44.1%
			午後	4.0h	1,906	1,000	52.5%	906	47.5%
			夜間	4.0h	1,906	1,400	73.5%	506	26.5%
			全日	11.0h	5,242	3,000	57.2%	2,242	42.8%
学習室 39.77㎡ 和室 46.58㎡	25㎡以上 50㎡未満	5,242	午前	3.0h	1,430	1,000	69.9%	430	30.1%
			午後	4.0h	1,906	1,200	63.0%	706	37.0%
			夜間	4.0h	1,906	1,600	83.9%	306	16.1%
			全日	11.0h	5,242	3,500	66.8%	1,742	33.2%
大広間 84.92㎡	75㎡以上 100㎡未満	5,242	午前	3.0h	1,430	1,400	97.9%	30	2.1%
			午後	4.0h	1,906	2,000	104.9%	-94	-4.9%
			夜間	4.0h	1,906	2,400	125.9%	-494	-25.9%
			全日	11.0h	5,242	5,000	95.4%	242	4.6%

会館名 清流会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 清流会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
1階和室 30.80㎡	25㎡以上 50㎡未満	3,168	午前	3.0h	864	900	104.2%	-36	-4.2%
			午後	4.0h	1,152	1,200	104.2%	-48	-4.2%
			夜間	4.0h	1,152	1,400	121.5%	-248	-21.5%
			全日	11.0h	3,168	3,200	101.0%	-32	-1.0%
2階和室 71.76㎡	50㎡以上 75㎡未満	3,168	午前	3.0h	864	1,400	162.0%	-536	-62.0%
			午後	4.0h	1,152	1,900	164.9%	-748	-64.9%
			夜間	4.0h	1,152	2,300	199.7%	-1,148	-99.7%
			全日	11.0h	3,168	5,000	157.8%	-1,832	-57.8%

会館名 川崎会館(学習等供用施設)

(単位:円、%)

区分1 川崎会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
保育室 28.14㎡ 休養室 28.29㎡ 学習室 28.29㎡	25㎡以上 50㎡未満	5,698	午前	3.0h	1,554	700	45.0%	854	55.0%
			午後	4.0h	2,072	700	33.8%	1,372	66.2%
			夜間	4.0h	2,072	700	33.8%	1,372	66.2%
			全日	11.0h	5,698	2,100	36.9%	3,598	63.1%
調理室 26.14㎡	25㎡以上 50㎡未満	5,698	午前	3.0h	1,554	1,000	64.4%	554	35.6%
			午後	4.0h	2,072	1,000	48.3%	1,072	51.7%
			夜間	4.0h	2,072	1,000	48.3%	1,072	51.7%
			全日	11.0h	5,698	3,000	52.7%	2,698	47.3%
集会室 100.33㎡	100㎡以上 150㎡未満	5,698	午前	3.0h	1,554	1,500	96.5%	54	3.5%
			午後	4.0h	2,072	1,500	72.4%	572	27.6%
			夜間	4.0h	2,072	1,500	72.4%	572	27.6%
			全日	11.0h	5,698	4,500	79.0%	1,198	21.0%

会館名 小作台西会館(学習等供用施設)

(単位:円、%)

区分1 小作台西会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
休養室 22.32㎡	25㎡未満	7,943	午前	3.0h	2,166	900	41.6%	1,266	58.4%
			午後	4.0h	2,888	1,200	41.6%	1,688	58.4%
			夜間	4.0h	2,889	1,400	48.5%	1,489	51.5%
			全日	11.0h	7,943	3,200	40.3%	4,743	59.7%
調理室 27.00㎡ 保育室 48.52㎡	25㎡以上 50㎡未満	7,943	午前	3.0h	2,166	1,200	55.4%	966	44.6%
			午後	4.0h	2,888	1,600	55.4%	1,288	44.6%
			夜間	4.0h	2,889	1,900	65.8%	989	34.2%
			全日	11.0h	7,943	4,200	52.9%	3,743	47.1%
集会室 83.70㎡	75㎡以上 100㎡未満	7,943	午前	3.0h	2,166	1,700	78.5%	466	21.5%
			午後	4.0h	2,888	2,200	76.2%	688	23.8%
			夜間	4.0h	2,889	2,600	90.0%	289	10.0%
			全日	11.0h	7,943	5,900	74.3%	2,043	25.7%

会館名 緑ヶ丘第二会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 緑ヶ丘第二会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
大広間 94.40㎡	75㎡以上 100㎡未満	1,390	午前	3.0h	379	300	79.2%	79	20.8%
			午後	4.0h	505	500	99.0%	5	1.0%
			夜間	4.0h	506	500	98.8%	6	1.2%
			全日	11.0h	1,390	1,500	107.9%	-110	-7.9%

会館名 田ノ上会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 田ノ上会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
和室 13.24㎡	25㎡未満	1,492	午前	3.0h	407	600	147.4%	-193	-47.4%
			午後	4.0h	543	700	128.9%	-157	-28.9%
			夜間	4.0h	542	900	166.1%	-358	-66.1%
			全日	11.0h	1,492	1,900	127.3%	-408	-27.3%
大広間 44.71㎡	25㎡以上 50㎡未満	1,492	午前	3.0h	407	1,000	245.7%	-593	-145.7%
			午後	4.0h	543	1,300	239.4%	-757	-139.4%
			夜間	4.0h	542	1,600	295.2%	-1,058	-195.2%
			全日	11.0h	1,492	3,500	234.6%	-2,008	-134.6%

会館名 東会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 東会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
和室(1) 28.35㎡	25㎡以上 50㎡未満	4,706	午前	3.0h	1,283	1,000	77.9%	283	22.1%
			午後	4.0h	1,711	1,000	58.4%	711	41.6%
			夜間	4.0h	1,712	1,500	87.6%	212	12.4%
			全日	11.0h	4,706	3,500	74.4%	1,206	25.6%
和室(2) 30.30㎡ 1階会議室33.30㎡	25㎡以上 50㎡未満	4,706	午前	3.0h	1,283	1,000	77.9%	283	22.1%
			午後	4.0h	1,711	1,000	58.4%	711	41.6%
			夜間	4.0h	1,712	1,500	87.6%	212	12.4%
			全日	11.0h	4,706	3,500	74.4%	1,206	25.6%
1階大広間 68.89㎡	50㎡以上 75㎡未満	4,706	午前	3.0h	1,283	1,400	109.1%	-117	-9.1%
			午後	4.0h	1,711	1,500	87.7%	211	12.3%
			夜間	4.0h	1,712	2,000	116.8%	-288	-16.8%
			全日	11.0h	4,706	5,000	106.2%	-294	-6.2%

会館名 上水会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 上水会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
集会室(1)40.57㎡ 集会室(2)40.57㎡	25㎡以上 50㎡未満	2,256	午前	3.0h	615	900	146.3%	-285	-46.3%
			午後	4.0h	820	1,400	170.7%	-580	-70.7%
			夜間	4.0h	821	1,400	170.5%	-579	-70.5%
			全日	11.0h	2,256	3,500	155.1%	-1,244	-55.1%

会館名 緑ヶ丘三町会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 緑ヶ丘三町会館	区分2	1日あたり コスト	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
和室 16.56㎡	25㎡未満	2,416	午前	3.0h	659	800	121.4%	-141	-21.4%
			午後	4.0h	879	1,000	113.8%	-121	-13.8%
			夜間	4.0h	878	1,000	113.9%	-122	-13.9%
			全日	11.0h	2,416	2,800	115.9%	-384	-15.9%
大広間 79.49㎡	25㎡以上 50㎡未満	2,416	午前	3.0h	659	1,000	151.7%	-341	-51.7%
			午後	4.0h	879	1,000	113.8%	-121	-13.8%
			夜間	4.0h	878	1,000	113.9%	-122	-13.9%
			全日	11.0h	2,416	3,000	124.2%	-584	-24.2%

会館名 双葉町会館(地域集会施設)

(単位:円、%)

区分1 双葉町会館	区分2	1日あたり コスト (1館最大額)	区 分 別		現行使用料等		現行市持出分		
			コ ス ト		利用者負担分 B	負担率 C=B/A (%)	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A (%)	
			区 分	A					
1階1号室 19.87㎡	25㎡未満	3,475	午前	3.0h	948	800	84.4%	148	15.6%
			午後	4.0h	1,264	1,000	79.1%	264	20.9%
			夜間	4.0h	1,263	1,200	95.0%	63	5.0%
			全日	11.0h	3,475	2,800	80.6%	675	19.4%
1階2号室 24.83㎡	25㎡未満	3,475	午前	3.0h	948	900	94.9%	48	5.1%
			午後	4.0h	1,264	1,200	94.9%	64	5.1%
			夜間	4.0h	1,263	1,400	110.8%	-137	-10.8%
			全日	11.0h	3,475	3,200	92.1%	275	7.9%
2階1号室 34.78㎡ 2階2号室 29.81㎡	25㎡以上 50㎡未満	3,475	午前	3.0h	948	1,200	126.6%	-252	-26.6%
			午後	4.0h	1,264	1,400	110.8%	-136	-10.8%
			夜間	4.0h	1,263	1,500	118.8%	-237	-18.8%
			全日	11.0h	3,475	3,800	109.4%	-325	-9.4%

○公園運動場使用料関係資料

区分 1	区分 2	1日あたりコスト				区分別コスト				現行 使用料 (円)	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			備考
		H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	増減比 (%)	区分	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)		増減比 (%)	H16 (%)	H20 (%)	増減	H16 (円)	H20 (円)	増減	H16 (%)	H20 (%)	
野球場	武蔵野公園					1面2時間	1,526	1,598	72	4.7%	600	39.3%	37.5%	-1.8	926	998	72	60.7%	62.5%	1.8
						1面3時間	2,289	2,397	108	4.7%	900	39.3%	37.5%	-1.8	1,389	1,497	108	60.7%	62.5%	1.8
	宮の下運動公園					1面2時間	960	962	2	0.2%	600	62.5%	62.4%	-0.1	360	362	2	37.5%	37.6%	0.1
						1面3時間	1,451	1,443	-8	-0.6%	900	62.0%	62.4%	0.4	551	543	-8	38.0%	37.6%	-0.4
ソフトボール場	あさひ公園					1面2時間	1,270	1,118	-152	-12.0%	600	47.2%	53.7%	6.5	670	518	-152	52.8%	46.3%	-6.5
						1面3時間	1,905	1,677	-228	-12.0%	900	47.2%	53.7%	6.5	1,005	777	-228	52.8%	46.3%	-6.5
	富士見公園					1面2時間	952	880	-72	-7.6%	600	63.0%	68.2%	5.2	352	280	-72	37.0%	31.8%	-5.2
						1面3時間	1,428	1,320	-108	-7.6%	900	63.0%	68.2%	5.2	528	420	-108	37.0%	31.8%	-5.2
	宮の下運動公園					1面2時間	666	668	2	0.3%	600	90.1%	89.8%	-0.3	66	68	2	9.9%	10.2%	0.3
						1面3時間	999	1,002	3	0.3%	900	90.1%	89.8%	-0.3	99	102	3	9.9%	10.2%	0.3
野球・ソフト平均						1面2時間	1,074	1,045	-29	-2.7%	600	55.9%	57.4%	1.5	474	445	-29	44.1%	42.6%	-1.5
						1面3時間	1,614	1,567	-47	-2.9%	900	55.8%	57.4%	1.6	714	667	-47	44.2%	42.6%	-1.6
テニスコート	武蔵野公園					1面2時間	498	284	-214	-43.0%	300	60.2%	105.6%	45.4	198	-16	-214	39.8%	-5.6%	-45.4
						1面3時間	747	426	-321	-43.0%	450	60.2%	105.6%	45.4	297	-24	-321	39.8%	-5.6%	-45.4
	富士見公園					1面2時間	342	338	-4	-1.2%	300	87.7%	88.8%	1.1	42	38	-4	12.3%	11.2%	-1.1
						1面3時間	513	507	-6	-1.2%	450	87.7%	88.8%	1.1	63	57	-6	12.3%	11.2%	-1.1
テニスコート平均						1面2時間	420	311	-109	-26.0%	300	71.4%	96.5%	25.1	120	11	-109	28.6%	3.5%	-25.1
						1面3時間	630	466	-164	-26.0%	450	71.4%	96.6%	25.2	180	16	-164	28.6%	3.4%	-25.2
陸上競技場 サッカー場	富士見公園					1面4時間	3,472	3,276	-196	-5.6%	2,400	69.1%	73.3%	4.2	1,072	876	-196	30.9%	26.7%	-4.2
						1面(夜間)	1,736	1,638	-98	-5.6%	1,200	69.1%	73.3%	4.2	536	438	-98	30.9%	26.7%	-4.2
	宮の下運動公園					1面4時間	3,104	2,928	-176	-5.7%	2,400	77.3%	82.0%	4.7	704	528	-176	22.7%	18.0%	-4.7
						1面(夜間)	1,552	1,464	-88	-5.7%	1,200	77.3%	82.0%	4.7	352	264	-88	22.7%	18.0%	-4.7
陸上・サッカー平均						1面4時間	3,288	3,102	-186	-5.7%	2,400	73.0%	77.4%	4.4	888	702	-186	27.0%	22.6%	-4.4
						1面(夜間)	1,644	1,551	-93	-5.7%	1,200	73.0%	77.4%	4.4	444	351	-93	27.0%	22.6%	-4.4
平均												66.8%	77.1%	10.3				33.3%	22.8%	-10.5

○富士見公園クラブハウス使用料関係資料

区分1	1日あたりコスト				区分別コスト					現行 使用料 (円)	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			備考
	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	増減比 (%)	区 分	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	増減比 (%)		H16 (%)	H20 (%)	増減	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	H16 (%)	H20 (%)	増減	
第1ミーティングルーム	4,291	4,076	-215	-5.0%	午前	3.0h	1,287	1,223	-64	-5.0%	500	38.9%	40.9%	2.0	787	723	-64	61.1%	59.1%	-2.0
					午後	4.0h	1,717	1,630	-87	-5.1%	600	34.9%	36.8%	1.9	1,117	1,030	-87	65.1%	63.2%	-1.9
					夜間	3.0h	1,287	1,223	-64	-5.0%	900	69.9%	73.6%	3.7	387	323	-64	30.1%	26.4%	-3.7
					全日	10.0h	4,291	4,076	-215	-5.0%	1,800	41.9%	44.2%	2.3	2,491	2,276	-215	58.1%	55.8%	-2.3
第2ミーティングルーム	2,255	2,214	-41	-1.8%	午前	3.0h	677	664	-13	-1.9%	300	44.3%	45.2%	0.9	377	364	-13	55.7%	54.8%	-0.9
					午後	4.0h	901	886	-15	-1.7%	400	44.4%	45.1%	0.7	501	486	-15	55.6%	54.9%	-0.7
					夜間	3.0h	677	664	-13	-1.9%	500	73.9%	75.3%	1.4	177	164	-13	26.1%	24.7%	-1.4
					全日	10.0h	2,255	2,214	-41	-1.8%	1,000	44.3%	45.2%	0.9	1,255	1,214	-41	55.7%	54.8%	-0.9
											49.1%	50.8%	1.7				50.9%	49.2%	-1.7	

○公園運動場夜間照明使用料関係資料

区分1	区分2	区分別コスト					現行 使用料 (円)	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			備考
		区分	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	増減比 (%)		H16 (%)	H20 (%)	増減	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	H16 (%)	H20 (%)	増減	
野球場	武蔵野公園	1面1時間	3,316	3,880	564	17.0%	3,500	105.5%	90.2%	-15.3	-184	380	564	-5.5%	9.8%	15.3	
ソフトボール場	富士見公園	1面1時間	602	707	105	17.4%	1,300	215.9%	183.9%	-32.0	-698	-593	105	-115.9%	-83.9%	32.0	
テニスコート	武蔵野公園	1面1時間	550	549	-1	-0.2%	500	90.9%	91.1%	0.2	50	49	-1	9.1%	8.9%	-0.2	
	富士見公園	1面1時間	449	503	54	12.0%	500	111.4%	99.4%	-12.0	-51	3	54	-11.4%	0.6%	12.0	
陸上競技場	富士見公園	1面1時間	1,329	1,563	234	17.6%	1,500	112.9%	96.0%	-16.9	-171	63	234	-12.9%	4.0%	16.9	
平均								127.3%	112.1%	-15.2				-27.3%	-12.1%	15.2	

○学校運動場夜間照明使用料コスト比較

区分 1	区分 2	区分別コスト					現 行 使用料 (円)	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			備 考
		区分	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	増減比 (%)		H16 (%)	H20 (%)	増減	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	H16 (%)	H20 (%)	増減	
東小学校		1面1時間	1,471	1,617	146	9.9%	1,300	88.4%	80.4%	-8.0	171	317	146	11.6%	19.6%	8.0	
第三中学校	ソフトボール場	1面1時間	1,575	1,744	169	10.7%	1,300	82.5%	74.5%	-8.0	275	444	169	17.5%	25.5%	8.0	
	サッカー場	1面1時間	2,142	2,324	182	8.5%	1,300	60.7%	55.9%	-4.8	842	1,024	182	39.3%	44.1%	4.8	
平均								77.2%	70.3%	-6.9				22.8%	29.7%	6.9	

○堰下レクリエーション広場使用料関係資料

区分 1	区分 2	1日あたりコスト				区分別コスト				現 行 使用料 (円)	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			備考	
		H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	増減比 (%)	区分	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)		増減比 (%)	H16 (%)	H20 (%)	増減	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	H16 (%)	H20 (%)		増減
芝生広場	全面	4,151	3,837	-314	-7.6%	全日	4,151	3,837	-314	-7.6%	3,600	86.7%	93.8%	7.1	551	237	-314	13.3%	6.2%	-7.1	
						半日	2,076	1,919	-157	-7.6%	1,800	86.7%	93.8%	7.1	276	119	-157	13.3%	6.2%	-7.1	
テントサイト	1張	835	768	-67	-8.0%	1回	835	768	-67	-8.0%	400	47.9%	52.1%	4.2	435	368	-67	52.1%	47.9%	-4.2	
営火場	第1	627	560	-67	-10.7%	1回	627	560	-67	-10.7%	400	63.8%	71.4%	7.6	227	160	-67	36.2%	28.6%	-7.6	
	第2	666	610	-56	-8.4%	1回	666	610	-56	-8.4%	600	90.1%	98.4%	8.3	66	10	-56	9.9%	1.6%	-8.3	
	第3	659	601	-58	-8.8%	1回	659	601	-58	-8.8%	500	75.9%	83.2%	7.3	159	101	-58	24.1%	16.8%	-7.3	
	貸切	1,952	1,771	-181	-9.3%	1回	1,952	1,771	-181	-9.3%	1,300	66.6%	73.4%	6.8	652	471	-181	33.4%	26.6%	-6.8	
平均												74.0%	80.9%	6.9				26.0%	19.1%	-7.0	

区分1	区分2	1日あたりコスト				区分別コスト				現行 使用料 (円)	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			備 考	
		H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	増減比 (%)	区 分	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)		増減比 (%)	H16 (%)	H20 (%)	増減	H16 (円)	H20 (円)	増減 (円)	H16 (%)	H20 (%)		増減
第3会議室	全面使用	3,216	2,991	-225	-7.0%	午前	3.0h	878	815	-63	-7.2%	600	68.3%	73.6%	5.3	278	215	-63	31.7%	26.4%	-5.3
						午後	4.0h	1,169	1,088	-81	-6.9%	800	68.4%	73.5%	5.1	369	288	-81	31.6%	26.5%	-5.1
						夜間	4.0h	1,169	1,088	-81	-6.9%	1,200	102.7%	110.3%	7.6	-31	-112	-81	-2.7%	-10.3%	-7.6
						全日	11.0h	3,216	2,991	-225	-7.0%	2,400	74.6%	80.2%	5.6	816	591	-225	25.4%	19.8%	-5.6
和室	全面使用	2,110	1,963	-147	-7.0%	午前	3.0h	576	535	-41	-7.1%	500	86.8%	93.5%	6.7	76	35	-41	13.2%	6.5%	-6.7
						午後	4.0h	767	714	-53	-6.9%	600	78.2%	84.0%	5.8	167	114	-53	21.8%	16.0%	-5.8
						夜間	4.0h	767	714	-53	-6.9%	900	117.3%	126.1%	8.8	-133	-186	-53	-17.3%	-26.1%	-8.8
						全日	11.0h	2,110	1,963	-147	-7.0%	1,800	85.3%	91.7%	6.4	310	163	-147	14.7%	8.3%	-6.4
卓球室	大人					午前・午後・夜間(実績)		214	245	31	14.5%	100	46.7%	40.8%	-5.9	114	145	31	53.3%	59.2%	5.9
						午前・午後・夜間(目標)		232	260	28	12.1%	100	43.1%	38.5%	-4.6	132	160	28	56.9%	61.5%	4.6
	中学生以下					午前・午後・夜間(実績)		214	245	31	14.5%	50	23.4%	20.4%	-3.0	164	195	31	76.6%	79.6%	3.0
						午前・午後・夜間(目標)		232	260	28	12.1%	50	21.6%	19.2%	-2.4	182	210	28	78.4%	80.8%	2.4
トレーニングルーム	16才以上					午前・午後・夜間(実績)		538	400	-138	-25.7%	100	18.6%	25.0%	6.4	438	300	-138	81.4%	75.0%	-6.4
						午前・午後・夜間(目標)		546	428	-118	-21.6%	100	18.3%	23.4%	5.1	446	328	-118	81.7%	76.6%	-5.1
スタジオ	16才以上					午前・午後・夜間(実績)		538	711	173	32.2%	100	18.6%	14.1%	-4.5	438	611	173	81.4%	85.9%	4.5
						午前・午後・夜間(目標)		546	708	162	29.7%	100	18.3%	14.1%	-4.2	446	608	162	81.7%	85.9%	4.2
	中学生					午前・午後・夜間(実績)		538	711	173	32.2%	50	9.3%	7.0%	-2.3	488	661	173	90.7%	93.0%	2.3
						午前・午後・夜間(目標)		546	708	162	29.7%	50	9.2%	7.1%	-2.1	496	658	162	90.8%	92.9%	2.1
平均負担割合	全体											40.3%	42.8%	2.5				62.0%	57.2%	-8.1	
平均負担割合	貸切											43.4%	46.7%	3.3				56.6%	53.3%	-3.3	

○霊園管理手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1㎡あたり コスト	区分別 コスト A	利用者負担分(手数料)		市負担分	
			金額	負担率	金額	負担率
			B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
6.0㎡区画	821	4,926	4,200	85.3%	726	14.7%
4.5㎡区画	821	3,695	3,150	85.3%	545	14.7%

○墓地除草手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1㎡あたり コスト	区分別 コスト A	利用者負担分(手数料)		市負担分	
			金額	負担率	金額	負担率
			B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
6.0㎡区画	571	3,426	3,000	87.6%	426	12.4%
4.5㎡区画	571	2,569	2,250	87.6%	319	12.4%

○墓地許可証交付手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1時間あたり コスト A	処理時間 B	区分別 コスト C=A×B	手数料		市負担分	
				金額	負担率	金額	負担率
				D	E=D/C(%)	F=C-D	G=F/C(%)
書換	3,750	1.5時間	5,625	1,000	17.8%	4,625	82.2%
再交付	3,750	1.0時間	3,750	500	13.3%	3,250	86.7%

○動物死体処理手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1体あたり コスト	区分別 コスト A	利用者負担分(手数料)		市負担分	
			金額	負担率	金額	負担率
			B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
1体あたり	4,522	4,522	3,000	66.3%	1,522	33.7%

○可燃物処理手数料・粗大ごみ持込手数料・粗大ごみ収集手数料
 剪定枝持込手数料・可燃物、不燃物収集手数料(指定袋)関係資料

(単位:円、%)

区分1	区分2	1kgあたりのコスト					区分別		利用者負担分(手数料)		市負担分	
		塵芥処理費	埋立経費	収集運搬経費	その他	計	コスト()内kg 区分	A	金額	B	負担率 C=B/A (%)	金額
可燃物(事業系一般廃棄物)	持込	58.24	10.46			68.70	1kgあたり	69	30	43.7%	39	56.3%
粗大ごみ	持込	58.24	10.46			68.70	1kgあたり	69	20	29.1%	49	70.9%
粗大ごみ	収集	58.24	10.46	18.87		87.57	1kgあたり	88	30	34.3%	58	65.7%
剪定枝	持込	58.24	10.46			68.70	1kgあたり	69	20	29.1%	49	70.9%
指定収集袋	ミニ袋	58.24	10.46	18.87		87.57	5 _{kg} あたり(0.75)	66	7	10.7%	59	89.3%
指定収集袋	小袋	58.24	10.46	18.87		87.57	10 _{kg} あたり(1.5)	131	15	11.4%	116	88.6%
指定収集袋	中袋	58.24	10.46	18.87		87.57	20 _{kg} あたり(3.0)	263	30	11.4%	233	88.6%
指定収集袋	大袋	58.24	10.46	18.87		87.57	40 _{kg} あたり(6.0)	525	60	11.4%	465	88.6%

○L尿処理手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1リットルあたり コスト	区分別		利用者負担分(手数料)		市負担分	
		区分	A	金額	負担率	金額	負担率
				B	C=B/A(%)		
一般世帯の便所	117	1回あたり(159%)	18,603	1,000	5.4%	17,603	94.6%
一般世帯(3年経過)の便所	117	1回あたり(203%)	23,751	2,000	8.4%	21,751	91.6%
事業所の便所	117	1回あたり(287%)	33,579	3,000	8.9%	30,579	91.1%
事業所(3年経過)の便所	117	1回あたり(193%)	22,581	6,000	26.6%	16,581	73.4%
臨時に設置した便所	117	1回あたり(245%)	28,665	6,000	20.9%	22,665	79.1%
汚水	18	1リットルあたり	18	10	55.6%	8	44.4%

○一般廃棄物処理業等許可手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1時間あたり コスト	処理時間	区分別 コスト	手数料		市負担分	
				金額	負担率	金額	負担率
一般廃棄物収集運搬業許可手数料	3,445	8.0時間	27,560	15,000	54.4%	12,560	45.6%
一般廃棄物処分業許可手数料	3,445	8.0時間	27,560	15,000	54.4%	12,560	45.6%
一般廃棄物収集運搬業変更許可手数料	3,445	8.0時間	27,560	15,000	54.4%	12,560	45.6%
一般廃棄物処分業変更許可手数料	3,445	8.0時間	27,560	15,000	54.4%	12,560	45.6%
一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可証の再交付手数料	3,445	1.5時間	5,168	9,000	174.2%	-3,833	-74.2%
浄化槽清掃業許可手数料	3,445	8.0時間	27,560	15,000	54.4%	12,560	45.6%
浄化槽清掃業許可証再交付手数料	3,445	1.5時間	5,168	9,000	174.2%	-3,833	-74.2%

○畜犬登録等手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1時間あたり コスト	処理時間	区分別 コスト	手数料		市負担分	
				金額	負担率	金額	負担率
犬の登録事務	5,457	35分	3,183	3,000	94.2%	183	5.8%
犬の鑑札再交付	5,457	20分	1,819	1,600	88.0%	219	12.0%
狂犬病予防注射済票交付手数料	5,457	6分	546	550	100.8%	-4	-0.8%
狂犬病予防注射済票再交付手数料	5,457	4分	364	340	93.5%	24	6.5%

○放置自転車等撤去手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1件あたり コスト	区分別 コスト	利用者負担分(手数料)		市負担分	
			金額	負担率	金額	負担率
			B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
自転車	3,633	3,633	2,000	55.1%	1,633	44.9%
原動機付自転車	3,633	3,633	3,000	82.6%	633	17.4%

○市政情報開示手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
市民・利害関係者等	8,723	8,723	0	0.0%	8,723	100.0%
市民以外	8,723	8,723	100	1.1%	8,623	98.9%

26市情報公開手数料一覧

市名	手数料の有無及びその額	
	手数料の有無	手数料の額
羽村市	市民等以外有料	100円
八王子市	無料	
立川市	無料	
武蔵野市	市民等以外有料	100円
三鷹市	無料	
青梅市	無料	
府中市	営利目的及び市民等以外有料	200円
昭島市	有料	100円
調布市	無料	
町田市	無料	
小金井市	無料	
小平市	無料	
日野市	無料	
東村山市	営利目的有料	100円
国分寺市	営利目的有料	100円
国立市	無料	
福生市	無料	
狛江市	無料	
東大和市	無料	
清瀬市	無料	
東久留米市	市民等以外有料	150円
武蔵村山市	無料	
多摩市	無料	
稲城市	無料	
あきる野市	無料	
西東京市	無料	

※「市民等」には、在住・在勤・利害関係者を含む。

○税務関係証明手数料関係資料

市民税関係

(単位:円)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		コスト	金額	負担率	金額
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
課税・非課税証明	267	267	200	74.9%	67	25.1%
法人証明	409	409	200	48.9%	209	51.1%

固定資産税関係

(単位:円)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		コスト	金額	負担率	金額
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
評価証明ほか	241	241	200	83.0%	41	17.0%
住宅用家屋証明	356	356	1,300	365.2%	-944	-265.2%

納税関係

(単位:円)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		コスト	金額	負担率	金額
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
納税証明	210	210	200	95.2%	10	4.8%

○税関係閲覧手数料関係資料

(単位:円)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		コスト	金額	負担率	金額
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
地籍図閲覧	509	509	200	39.3%	309	60.7%

○都市計画証明手数料関係資料

(単位:円)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		コスト	金額	負担率	金額
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
都市計画証明手数料	1,130	1,130	200	17.7%	930	82.3%

○道路関係証明手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C=B/A(\%)$	$D=A-B$	$E=D/A(\%)$
道路関係証明	815	815	200	24.5%	615	75.5%

○住民票交付手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C=B/A(\%)$	$D=A-B$	$E=D/A(\%)$
窓口分	260	260	200	76.9%	60	23.1%
郵送分	397	397	400	100.8%	-3	-0.8%
自動交付機	955	955	200	20.9%	755	79.1%

○印鑑登録証明手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C=B/A(\%)$	$D=A-B$	$E=D/A(\%)$
窓口分	260	260	200	76.9%	60	23.1%
自動交付機	961	961	200	20.8%	761	79.2%

○戸籍附票手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C=B/A(\%)$	$D=A-B$	$E=D/A(\%)$
窓口分	295	295	200	67.8%	95	32.2%
郵送分	432	432	400	92.6%	32	7.4%

○住民基本台帳カード交付及び再交付手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C=B/A(\%)$	$D=A-B$	$E=D/A(\%)$
住民基本台帳カード	2,453	2,453	500	20.4%	1,953	79.6%

○その他証明手数料関係資料

住民票記載事項証明

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
住民票記載事項証明	259	259	200	77.2%	59	22.8%

外国人登録記載事項証明

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
外国人登録記載事項証明	263	263	200	76.0%	63	24.0%

不在住証明

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
不在住証明	615	615	200	32.5%	415	67.5%

不在籍証明

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
不在籍証明	531	531	200	37.7%	331	62.3%

身分証明

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
窓口分	300	300	200	66.7%	100	33.3%
郵送分	437	437	400	91.5%	37	8.5%

○市民課閲覧手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
閲覧	96	96	200	208.3%	-104	-108.3%

○下水道工事店指定事務手数料関係資料

(単位:円、%)

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
指定工事店新規	11,987	11,987	10,000	83.4%	1,987	16.6%
指定工事店更新	5,137	5,137	5,000	97.3%	137	2.7%
責任技術者新規	3,425	3,425	3,000	87.6%	425	12.4%
責任技術者更新	2,568	2,568	2,000	77.9%	568	22.1%

改定（案）実施後の羽村市水道事業会計財政推計 収益的収支見込（性質別）

（単位：円，税抜き）

費 目		平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 予算額	平成22年度 計画額	平成23年度 計画額	平成24年度 計画額	平成25年度 計画額		
収益的 収入	営業 収益	給水収益	949,634,566	912,857,152	874,114,284	1,016,962,000	995,479,000	976,814,000	959,740,000	
		受託工事収益	2,729,487	526,161	416,189	416,000	416,000	416,000	416,000	
		その他の営業収益	2,669,306	55,720,110	51,431,380	51,431,000	51,431,000	51,431,000	51,431,000	
		下水道事務取扱収益	51,758,096	0	0	0	0	0	0	
	営業外 収入		下水道事務取扱収益	0	0	0	0	0	0	0
			工業用水道事務取扱収益	4,997,144	6,875,238	6,603,809	6,604,000	6,604,000	6,604,000	6,604,000
			受取利息及び配当金	3,424,778	3,622,970	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000
			雑収益	3,821,065	7,249,227	6,739,666	6,740,000	6,740,000	6,740,000	6,740,000
		計 (a)	1,019,034,442	986,850,858	940,205,328	1,083,053,000	1,061,570,000	1,042,905,000	1,025,831,000	
	収益的 支出	営業 費用	人件費	106,566,267	103,947,768	102,063,192	102,063,192	102,063,192	102,063,192	102,063,192
動力費			47,788,788	52,618,663	54,086,574	53,545,708	53,010,251	52,480,150	51,955,346	
薬品費			881,160	1,121,890	1,539,048	1,539,048	1,539,048	1,539,048	1,539,048	
受水費			24,812,970	24,745,175	24,935,239	24,935,239	24,935,239	24,935,239	24,935,239	
受託工事費			14,974	16,370	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
修繕費			31,339,351	38,705,709	70,867,623	71,876,193	67,474,288	68,065,718	54,014,289	
委託料			143,202,533	146,226,360	151,700,009	147,821,913	143,803,818	150,029,532	146,759,056	
その他の営業費用			10,741,447	11,104,541	13,477,592	13,271,877	13,271,877	13,271,877	13,271,877	
減価償却費			355,948,646	357,353,861	350,104,000	349,177,000	349,401,000	331,821,000	327,790,000	
資産減耗費			1,470,648	2,528,747	3,881,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	
営業外 支出			支払利息	237,322,990	218,511,166	197,504,000	184,406,000	171,580,000	158,890,000	145,990,000
			雑支出	288,113	40,644	190,477	190,477	190,477	190,477	190,477
			予備費	0	0	1,904,762	1,904,762	1,904,762	1,904,762	1,904,762
			特別損失（過年度損益修正損）	2,208,908	1,486,761	0	0	0	0	0
			計 (b)	962,586,795	958,407,655	972,298,516	954,776,409	933,218,952	909,235,995	874,458,286
損益[(a)-(b)]		56,447,647	28,443,203	△ 32,093,188	128,276,591	128,351,048	133,669,005	151,372,714		
利益剰余金繰越額		0	0	26,943,335	0	0	0	0		
利益積立金使用額		0	0	2,300,000	0	0	0	0		
建設改良積立金使用額				2,849,853	0	0	0	0		
繰越欠損金（△）							0	0		

改定（案）実施後の羽村市水道事業会計財政推計 資本的収支見込

（単位：円，税抜き）

費 目		平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 予算額	平成22年度 計画額	平成23年度 計画額	平成24年度 計画額	平成25年度 計画額
収 入	企業債	0	0	0	0	0	0	0
	工事負担金	11,024,299	0	1,461,000	1,461,000	1,461,000	1,461,000	1,461,000
	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0
	計(f)	11,024,299	0	1,461,000	1,461,000	1,461,000	1,461,000	1,461,000
支 出	建設 事務費	10,979,882	11,224,897	11,614,003	11,614,003	11,614,003	11,614,003	11,614,003
	配水管布設費	57,523,000	47,970,000	84,750,572	62,523,906	76,796,287	85,231,524	93,902,953
	施設改良費	9,840,000	8,578,000	4,313,334	23,160,000	75,300,000	39,300,000	12,000,000
	消火栓新設費	770,000	0	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
	量水器費	977,800	1,093,380	3,086,000	3,086,000	3,086,000	3,086,000	3,086,000
	固定資産購入費	7,450,000	7,150,000	1,158,096	476,191	1,608,573	6,000,000	6,142,858
	企業債償還金	324,183,812	486,551,019	316,331,000	311,407,000	311,542,000	318,451,000	327,497,000
	予備費	0	0	952,381	952,381	952,381	952,381	952,381
計(g)	411,724,494	562,567,296	423,505,386	414,519,481	482,199,244	465,934,908	456,495,195	
収支過不足金 [(f)-(g)]		△ 400,700,195	△ 562,567,296	△ 422,044,386	△ 413,058,481	△ 480,738,244	△ 464,473,908	△ 455,034,195
補 填 財 源	損益勘定留保資金	355,111,548	381,791,296	335,510,606	353,985,000	353,177,000	353,401,000	335,821,000
	減債積立金	45,588,647	180,776,000	1,500,000	0	127,561,244	111,072,908	119,213,195
	建設改良積立		0	85,033,780	59,073,481	0	0	0

改定（案）実施後の羽村市水道事業会計財政推計 補填財源及び資金保有額の推移

（単位：円，税抜き）

費 目		平成 19 年度 決 算 額	平成 20 年度 決 算 額	平成 21 年度 予 算 額	平成 22 年度 計 画 額	平成 23 年度 計 画 額	平成 24 年度 計 画 額	平成 25 年度 計 画 額	
資本的収支	資本的収入	11,024,299	0	1,461,000	1,461,000	1,461,000	1,461,000	1,461,000	
	資本的支出	411,724,494	562,567,296	423,505,386	414,519,481	482,199,244	465,934,908	456,495,195	
	△資本的収支不足額	△ 400,700,195	△ 562,567,296	△ 422,044,386	△ 413,058,481	△ 480,738,244	△ 464,473,908	△ 455,034,195	
損益勘定	減価償却費	355,948,646	357,353,861	350,104,000	349,177,000	349,401,000	331,821,000	327,790,000	
	資産減耗費	1,470,648	2,528,747	3,881,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	
	過年度損益勘定留保資金	355,111,548	357,419,294	335,510,606	353,985,000	353,177,000	353,401,000	335,821,000	
	計	712,530,842	717,301,902	689,495,606	707,162,000	706,578,000	689,222,000	667,611,000	
	当年度使用額	355,111,548	381,791,296	335,510,606	353,985,000	353,177,000	353,401,000	335,821,000	
	翌年度繰越額①	357,419,294	335,510,606	353,985,000	353,177,000	353,401,000	335,821,000	331,790,000	
利益剰余金	減債積立金	繰入額	62,359,156	56,447,647	1,499,868	0	128,276,591	128,351,048	133,669,005
		使用額	45,588,647	180,776,000	1,500,000	0	127,561,244	111,072,908	119,213,195
		残高	124,328,485	132	0	0	715,347	17,993,487	32,449,297
	利益積立金	繰入額	0	0	0	0	0	0	0
		使用額	0	0	2,300,000	0	0	0	0
		残高	2,300,000	2,300,000	0	0	0	0	0
	建設改良積立金	繰入額	0	0	0	0	0	0	0
		使用額	0	0	87,883,633	59,073,481	0	0	0
		残高	280,610,280	280,610,280	192,726,647	133,653,166	133,653,166	133,653,166	133,653,166
	積立金残高合計（a）②	407,238,765	282,910,412	192,726,647	133,653,166	134,368,513	151,646,653	166,102,463	
未処分利益剰余金	当年度純利益（b）	56,447,647	28,443,203	0	128,276,591	128,351,048	133,669,005	151,372,714	
	繰越利益剰余金	0	0	26,943,335	0	0	0	0	
	使用額（処分額）③	56,447,647	1,499,868	26,943,335	128,276,591	128,351,048	133,669,005	151,372,714	
	翌年度繰越利益剰余金	0	26,943,335	0	0	0	0	0	
	利益剰余金残高合計（a）+（b）	463,686,412	311,353,615	192,726,647	261,929,757	262,719,561	285,315,658	317,475,177	
前年度現金保有額			755,697,296	584,105,280	483,952,706	552,347,816	553,361,620	558,377,717	
利益（△損失）		56,447,647	28,443,203	△ 32,093,188	128,276,591	128,351,048	133,669,005	151,372,714	
当年度留保資金		357,419,294	359,882,608	353,985,000	353,177,000	353,401,000	335,821,000	331,790,000	
△資本的収支不足額		△ 400,700,195	△ 562,567,296	△ 422,044,386	△ 413,058,481	△ 480,738,244	△ 464,473,908	△ 455,034,195	
現金保有額		755,697,296	584,105,280	483,952,706	552,347,816	553,361,620	558,377,717	586,506,236	

○下水道使用料関係資料

下水道事業財産計画

I. 【歳入】(雨水含む下水道会計全体) (単位:千円)

費目	平成17年度 (決算額)	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (予算額)	平成22年度 (計画額)	平成23年度 (計画額)	平成24年度 (計画額)	平成25年度 (計画額)
1 使用料	719,642	775,006	805,061	767,182	738,268	726,230	716,926	708,121	700,050
2 国庫支出金	153,900	87,800	123,300	154,000	1,750	2,500	9,500	12,500	10,000
3 都支支出金	3,847	5,260	7,565	7,700	87	125	475	125	0
4 繰入金	995,918	921,925	838,600	838,600	791,500	730,600	614,600	511,906	454,025
5 繰越金	38,379	23,045	42,510	42,510	1	1	1	1	1
6 諸収入	41,944	4,139	71,348	71,348	1,266	531	531	531	531
7 市債	418,700	495,100	297,900	297,900	30,900	68,300	88,500	96,000	114,000
8 分担金及び負担金			21,890	11,513					
9 財産収入		143		212					
歳入合計	2,372,330	2,312,418	3,006,280	2,190,965	1,563,772	1,528,287	1,430,533	1,329,184	1,278,607

II. 【歳出】(雨水含む下水道会計全体) (単位:千円)

費目	平成17年度 (決算額)	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (予算額)	平成22年度 (計画額)	平成23年度 (計画額)	平成24年度 (計画額)	平成25年度 (計画額)
1 総務費	431,946	425,063	429,594	437,564	437,617	437,038	433,415	449,754	446,464
2 事業費	683,740	475,243	607,974	574,224	70,489	123,876	143,078	131,293	156,549
3 公債費	1,233,600	1,374,646	1,888,737	1,126,739	1,054,603	944,399	836,123	736,903	675,594
4 予備費					1,063	22,974	17,917	11,234	0
5 諸支出金			37465	42510					
歳出合計	2,349,286	2,274,952	2,963,770	2,181,037	1,563,772	1,528,287	1,430,533	1,329,184	1,278,607

Ⅲ．処理費にかかる比較表(汚水分)

		(円/㎡)									
		平成17年度 (決算額)	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (予算額)	平成22年度 (計画額)	平成23年度 (計画額)	平成24年度 (計画額)	平成25年度 (計画額)	
年間総有収水量 (千㎡) A		7,702	7,518	7,535	7,338	6,876	6,778	6,704	6,622	6,546	
現行使用料 (千円) B		719,642	775,006	805,061	767,182	738,268	726,230	716,926	708,121	700,050	
汚水処理費 (千円) C		1,135,592	1,246,322	1,128,289	1,062,614	974,577	900,101	819,200	804,409	741,939	
汚水処理公費負担分 B-C (千円) D		▲ 415,950	▲ 471,316	▲ 323,228	▲ 295,432	▲ 236,309	▲ 173,871	▲ 102,274	▲ 96,288	▲ 41,889	
D / C (%)		36.6	37.8	28.6	27.8	24.2	19.3	12.5	12.0	5.6	
① 平均使用料単価 B/A=E		93.44	103.09	106.84	104.55	107.37	107.15	106.94	106.93	106.94	
② 汚水処理原価 C/A=F		147.44	165.78	149.74	144.81	141.74	132.80	122.20	121.48	113.34	
③ ① - ②		▲ 54.01	▲ 62.69	▲ 42.90	▲ 40.26	▲ 34.37	▲ 25.65	▲ 15.26	▲ 14.54	▲ 6.40	
使用者負担率(%) E/F=G		63.37	62.18	71.35	72.20	75.75	80.68	87.52	88.03	94.35	

※ 年間総有収水量(千㎡) ———

羽村市で使用された、水道水・工業用水・井戸水の1年間分の水量。

※ 汚水処理費 ———

汚水処理にかかる維持管理費・借入金の元利償還金。

※ 平均使用料単価 ———

使用料を年間総有収水量で除した数値。

※ 汚水処理原価 ———

汚水処理費を年間総有収水量で除した数値。

※ 使用者負担率 ———

使用料単価を汚水処理原価で除した数値。

(使用料回収率)

○住民票自動交付機と窓口での交付手数料の設定関係資料

住民票等自動交付機交付の証明書交付手数料について

羽村市では住民票の写し及び印鑑登録証の交付については、市民課等の窓口とともに住民票等自動交付機（以下、「交付機」という。）により交付しています。この手数料については、交付方法によって経費が異なりますが、現在は同一サービスに対して同一の手数料としています。

しかしながら、交付機導入団体の中には、少数ながら手数料の見直しの際に交付機での手数料を据え置くことで、窓口よりも交付機の手数を低く設定し、利用勧奨をしているところがあります。

手数料を設定するにあたっては、主に、次の三つの考えに整理されます。

- ① あくまでも同一サービスに対して同一料金とするべきである。
- ② 自動交付機を窓口より手数料を低く設定することにより交付機の利用勧奨をし、市民サービスの向上と、行政事務の効率化を図る。
- ③ 原則として、経費に見合う対価によって使用料を設定するべきで、経費に近い手数料とすべきである。

つきましては、証明書交付手数料を審議する際に、あわせて、次のような状況を勘案しながら、交付機の手数料のあり方についてもご検討いただきましたと考えています。

記

1 交付状況

(1) 羽村市

項目	住民票の写し	交付率 %	印鑑登録証明書	交付率 %
市民課窓口等	24,951	81.6	15,573	68.7
自動交付機	5,620	18.4	7,104	31.3
合計	30,571	100.0	22,677	100.0

* 市民課窓口等：市民課窓口、市役所連絡所、郵送請求、電話予約、広域交付、公用請求、免除請求の合計（除票は除く）

(2) 全国の導入団体数・交付率

平成20年10月1日時点で、導入団体は1,810団体中288団体です（多摩地区は14団体）。また、全国平均の住民票の写しの交付率は10.62%（288団体）、印鑑登録証明書の交付率が22.68%（285団体）です。

2 導入団体の状況

項目	団体数	備考	多摩地区
同一手数料	247 (85.8%)		11団体
手数料減額団体 (住民票の写し・ 印鑑登録証明書 の手数料)	41 (14.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・金額の内訳 400円→300円 2団体 350円→250円 1団体 300円→250円 9団体 300円→200円 20団体 300円→100円 2団体 250円→200円 2団体 250円→100円 1団体 (印鑑登録証明300円) 200円→150円 2団体 200円→100円 2団体 	3団体 〔武蔵野市〕 小平市 〔西東京市〕
手数料増額団体	0		0団体
計	288		14団体

○市外利用者の料金の設定関係資料

多摩地区社会体育施設比較

野球場(軟式・ソフト)

No.	市名	施設名	使用料				備考(市外料金等)
			1回	単位	夜間照明		
					1回	単位	
1	羽村市	武蔵野公園	600	2時間	3,500	1h	夜間900円
2	八王子市	北野公園	4,000	2時間	6,000	2時間	
3	立川市	見影橋公園	400	2時間	800	2時間	市外1,000円、照明1,600円
4	武蔵野市	武蔵野軟式野球場	2,000	2時間			
5	三鷹市	大沢総合グラウンド	3,000	2時間			
6	青梅市	ちがむら球技場	無料	2時間	3,000	1h	
7	府中市	市民第1野球場	1,000	2時間	2,400	1時間	市外2,000円、照明7,200円
8	昭島市	大神公園	無料	2時間			
9	調布市	調布市民野球場	1,200	2時間	2,000	30分	市外2,400円
10	町田市	市民球場	3,000	2時間			
11	小金井市	上水公園	無料	2時間			
12	小平市	中央公園グラウンド	1,700	2時間	4,200	1時間	
13	日野市	多摩川グラウンド	無料	2時間			
14	東村山市	東村山市運動公園	1,800	1時間	2800	1h	
15	国分寺市	市民けやき運動場	2,000	2時間	500	1h	
16	国立市	河川敷公園	1,600	2時間			市外1,200円
17	福生市	加美平野球場	1,000	2時間			市外3倍
18	狛江市	市民グラウンド	2,400	2時間			
19	東大和市	上仲原公園運動施設	2,400	2時間	3,000	1h	
20	清瀬市	下宿第三運動公園	3,000	2時間			土日祝日4,000円
21	東久留米市	滝山球場	1,200	2時間			市外1,800円
22	武蔵村山市	大南公園	無料	1時間	3,000	1h	市外800円、照明6,000円
23	多摩市	諏訪北公園	1,000	2時間			
24	稲城市	中央公園野球場	3,400	2時間			
25	あきる野市	山田グラウンド	1,600	2時間	3,000	1h	市外3倍、照明6,000円
26	西東京市	向台運動場	2,000	2時間	4,000	1h	市外2倍

テニス

No.	市名	全天候型コート					クレーコート					備考(市外料金等)		
		施設名	施設概要	使用料			施設名	施設概要	使用料					
				夜間照明	1回	単位			夜間照明	1回	単位			
1	羽村市	武蔵野公園	有	300	2時間	500	1時間	富士見公園	有	300	2時間	500	1時間	
2	八王子市	滝が原運動場	無	1,000	2時間			滝が原運動場	無	1,000	2時間			
3	立川市	錦町庭球場	有	800	2時間	700	2時間	泉町庭球場	有	100	2時間	700	2時間	
4	武蔵野市	なし						武蔵野庭球場		600	2時間			
5	三鷹市	大沢総合グラウンド	無	700	2時間			大沢総合グラウンド		700	2時間			
6	青梅市	永山公園総合運動場	有	800	2時間	300	1時間	市民球技場	無	無料	2時間			在住・在勤・在学のみ
7	府中市	平和の森庭球場	有	800	2時間	650	1時間	市民庭球場	有	800	2時間	650	1時間	市外2倍
8	昭島市	なし						昭和公園		800	2時間			
9	調布市	緑ヶ丘テニスコート	有	2,400	2時間	600	1時間	深大寺テニスコート	無	400	2時間			
10	町田市	相原中央テニスコート	有	1,000	2時間	400	30分	なし						
11	小金井市	小金井市テニスコート	無	1,600	2時間			上水公園テニスコート	無	無料	2時間			
12	小平市	天神テニスコート	有	1,500	2時間	200	1時間	なし						
13	日野市	旭が丘中央公園	無	600	2時間			多摩平第一公園	有	600	2時間	600	2時間	
14	東村山市	運動公園	有	450	1時間	1,000	1時間	久米川テニスコート	無	450	1時間			
15	国分寺市	戸倉第二テニスコート	無	1,600	2時間			なし						
16	国立市	流域下水処理場広場	有	800	2時間	500	1時間	なし						
17	福生市	福生市営競技場	有	1000	2時間	1,000	1時間	なし						市外3倍
18	狛江市	元和泉市民テニスコート	無	1,400	2時間			なし						市外2倍
19	東大和市	上仲原公園運動施設	有	600	2時間	1,000	1時間	なし						
20	清瀬市	下清戸運動公園	無	500	2時間			中央公園	無	500	2時間			
21	東久留米市	なし						小山テニスコート	無	200	1時間			
22	武蔵村山市	なし						大南公園	無	無料	1時間			
23	多摩市	諏訪北公園	無	400	2時間			多摩東公園テニスコート	無	400	2時間			市外2倍
24	稲城市	若葉台公園テニスコート	無	1,000	2時間	500	1時間	南多摩スポーツ広場	無	無料	2時間			市外2倍
25	あきる野市	秋川グリーンスポーツ公園	無	1,300	2時間			総合グラウンド	無	500	2時間			市外3倍
26	西東京市	芝久保第二運動場	無	1,200	2時間			東街テニスコート	無	800	2時間			市外2倍

運動場(陸上競技場)

No.	市名	施設名	使用料				照明料		備考(市外料金等)		
			午前	午後	夜間	全日	1回	単位			
1	羽村市	富士見公園					1,200	2時間	1,500	1時間	夜間1,800円
2	八王子市	滝が原運動場					2,000	2時間			
3	三鷹市	大沢総合グラウンド					3,000	2時間			
4	青梅市	永山公園総合運動場					無料	2時間	3,000	1時間	
5	昭島市	昭和公園				25,000	7,500	2時間			
6	小金井市	上水公園運動施設					無料	2時間			
7	小平市	中央公園グラウンド					1,700	2時間	4,200	1時間	
8	日野市	市民陸上競技場	6,000	8,000		14,000	3,500	2時間			
9	東村山市	東村山市運動公園	4,600	4,600	13,800		4,600	2時間			
10	福生市	市営競技場					3,000	2時間	4,000	1時間	市外3倍
11	狛江市	市民グラウンド					2,400	2時間			市外2倍
12	稲城市	若葉台公園多目的広場					2,400	2時間	1,300	1時間	

球技場(サッカー・ラグビー)

No.	市名	施設名	使用料				備考(市外料金等)	
			1回	単位	夜間照明			
					1回	単位		
1	羽村市	宮の下公園	1,200	2時間				
2	八王子市	滝が原運動場	2,000	2時間				
3	三鷹市	大沢野川グラウンド	3,000	2時間				
4	青梅市	東原公園球技場	無料	2時間	3,000	1時間		
5	府中市	市民サッカー場	1,600	2時間			天然芝	
6	昭島市	大神公園	無料	2時間				
7	調布市	調布基地跡地運動広場	無料	2時間				
8	町田市	上の原グラウンド	2,000	2時間				
9	小金井市	上水公園	無料					
10	日野市	浅川スポーツ公園グラウンド	4,000	2時間				
11	国立市	河川敷公園	800	1時間			市外1,200円	
12	福生市	南公園	600	2時間			市外3倍	
13	東大和市	桜が丘運動広場	2,400	2時間				

○時間単位での貸出し関係資料

青梅市民会館・あきる野市ルピア・中央公民館・福生市民会館利用状況等

○青梅市民会館会議室等の利用状況

7月29日聞き取り調査

青梅市民会館のホールの利用区分は、

午前	午後	夜間	全日
9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00

青梅市民会館の第1～第7会議室、和室、料理教室、第1～第2小会議室、展示室の利用区分は、

午前	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間Ⅰ	夜間Ⅱ	全日
9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00

となっている。統計はとっていないが、ほとんどの団体が午後Ⅰ・Ⅱ、夜間Ⅰ・Ⅱ区分を継続して使用している。

*市内・市外の料金区別なし。

○あきる野ルピア利用状況

1 ルピアホール 開館日数357日

使用単位区分	使用料	
	単位件数(件)	金額(円)
月曜日から 金曜日まで	午前(9時から12時まで)	33 226,800
	午後(13時から17時まで)	71 726,000
	夜間(18時から22時まで)	71 994,000
	延長1(12時から13時まで)	11 33,000
	延長2(17時から18時まで)	20 70,000
	小計	206 2,049,800
土曜日、日曜日 及び休日	午前(9時から12時まで)	48.5 436,800
	午後(13時から17時まで)	71.5 1,080,000
	夜間(18時から22時まで)	38.7 735,300
	延長1(12時から13時まで)	8 32,000
	延長2(17時から18時まで)	17.7 84,075
	小計	184.4 2,368,175
計	390.4 4,417,975	
附属設備使用料(件数は団体件数)	142 2,359,740	
合計	— 6,777,715	
減免(対象は附属設備のみ、件数は団体件数)	28 △ 334,800	
納入金額	6,442,915	

2 その他の施設等 開館日数357日 (単位件数:利用した時間数。ホールを除く。)

施設名等	使用料		減免		納入金額	平均利用時間数
	単位件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)		
展示室	1,725	1,725,000	26	△ 690,000	1,035,000	—
附属設備	34	1,146,780	22	△ 550,325	596,455	5.9
産業情報研修室	1,969	1,575,200	68	△ 500,800	1,074,400	5.9
会議室	1,877	938,250	46	△ 104,000	834,250	2.8
集会室	803	963,600	34	△ 198,000	765,600	3.7
合計	6,408	6,348,830	196	△ 2,043,125	4,305,705	4.2

*平均利用時間数:単位件数/利用件数。羽村市で追加したもの。

*使用単位は1時間。市内・市外の料金区別なし。

3 総合計

使用料(円)	減免額(円)	納入金額(円)
6,348,830	△ 2,043,125	4,305,705

4 利用件数及び利用人数

区分	ルピアホール	展示室	産業情報研修室	会議室	集会室	合計
利用件数(件)	164	163	332	661	218	1,538
利用人数(人)	18,421	12,719	7,957	6,395	5,888	51,380

○あきる野市中央公民館の利用状況

1 中央公民館の利用状況・使用料

開館日数	館別	施設区分	利用時間数	利用件数	平均利用時間数	利用人数
295日	本館	市民ギャラリー	—	16	—	—
		第1研修室	592.5	238	2.5	4,124
		第2研修室	363.5	126	2.9	1,232
		第3研修室	1,043	410	2.5	5,056
		第4研修室	820	340	2.4	2,629
		和室(東側)	979	356	2.8	6,552
		和室(西側)	1,053	371	2.8	6,344
		実習室	494.5	107	4.6	2,319
		集会室	1,827	705	2.6	18,014
		準備室	425	139	3.1	1,088
		小会議室	794	327	2.4	2,486
	別棟	工作室	594	132	4.5	1,276
	別館	保育室	103	31	3.3	492
		第2工作室	425.5	77	5.5	1,253
		第5研修室	1,082	262	4.1	2,826
		第6研修室	524.5	152	3.5	4,139
		第7研修室	580	144	4.0	5,474
		第8研修室	874.5	313	2.8	3,155
		第9研修室	656	277	2.4	2,840
		音楽室	1,151	415	2.8	9,608
計		14,382	4,938	2.9	80,907	

*使用単位は1時間。市内・市外の料金区別なし。

○福生市民会館の使用区分

ホームページより確認

使用区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～22:00	9:00～22:00
大ホール(土・日・祝)	34,000円	69,000円	86,000円	172,000円
大ホール(その他)	29,000円	57,000円	72,000円	143,000円
小ホール(土・日・祝)	7,000円	13,000円	17,000円	33,000円
小ホール(その他)	5,000円	11,000円	14,000円	27,000円
リハーサル室	1,100円	1,600円	2,100円	4,200円
第1集会室	400円	600円	800円	1,400円
第2集会室	700円	1,100円	1,500円	2,900円
第3集会室	1,100円	1,600円	2,200円	4,300円
第4集会室	900円	1,300円	1,800円	3,500円
第5集会室	2,300円	3,400円	4,500円	9,000円
第6集会室	500円	700円	1,000円	1,900円
第7集会室	500円	700円	1,000円	1,900円
第8集会室	300円	400円	500円	1,000円
調理室	1,200円	1,700円	2,300円	4,600円
美術室	800円	1,200円	1,600円	3,100円
音楽室	1,300円	2,000円	2,600円	5,200円
視聴覚室	1,500円	2,200円	3,000円	5,900円
児童室	700円	1,100円	1,400円	2,800円
展示スペース	700円	1,100円	1,400円	2,800円

*利用時間の延長 ホール・集会室等 1時間につき当該利用区分の30%の使用料

*市内・市外の料金区別なし。

○減免関係資料

羽村市使用料減免規定一覧表（区分別一覧表）

（各施設の規則等を一覧表にまとめたものです。）

分類	使用区分	コミュニティセンター	学習等供用施設・地域集会施設	富士見斎場	産業福祉センター	公園運動施設、富士見公園クラブハウス	堰下レクリエーション広場	スポーツセンター	学校運動場 夜間照明	生涯学習センター	備考
市・教育委員会	市が自ら行政目的のために使用するとき。	免除	免除		免除						
	市及び羽村市教育委員会（以下「委員会」という。）が使用するとき。					免除	免除		免除		
	市及び羽村市教育委員会が主催又は共催する事業に使用するとき。							免除		免除	
学校関係等	学校教育法第1条に規定する市内の幼稚園、小学校、中学校及び養護学校の児童、生徒並びに児童福祉法第7条に規定する市内の保育所の児童がその施設の教職員等に引率されて使用するとき。（社会教育団体等と重複）					免除	免除				
	学校教育法に規定する市内の幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の児童、生徒又は児童福祉法に規定する市内の保育所の児童がその施設の教職員等に引率されて使用するとき。							免除			
	学校教育法に規定する市内の学校又は児童福祉法に規定する市内の保育所が、その目的のために使用するとき。									免除	
町内会等	市内の町内会・自治会が行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした大会に使用するとき。					免除	免除	免除			
	市内の町内会・自治会及び社会教育関係団体が、市内の青少年を対象として行う体育、スポーツ及びレクリエーションの事業に使用するとき。（社会教育団体等と重複）					免除	免除	免除			
	市内の町内会・自治会及び社会教育関係団体が、自ら行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした活動に使用するとき。（社会教育団体等と重複）					25%減額	25%減額	25%減額			
	町内会が直接地域住民の福祉の向上を目的として使用するとき。		免除							50%減額	
官公署	市内の公共的団体及び市を管轄する官公署が直接公共の福祉のために使用するとき。	50%減額									
	市を管轄する官公署及び市内の公共的団体が直接市民（在勤者を含む。）を対象として使用するとき。					50%減額	50%減額	50%減額			
	市内の官公署及び公共的団体が直接公共のために使用するとき。								免除		
	国又は地方公共団体が使用するとき。									50%減額	
福祉関係等	市内の福祉団体が直接公共の福祉のために使用するとき	50%減額									
	身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を提示する者、療育手帳制度要綱の規定する療育手帳を提示する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びその者が付き添いを必要とする場合で付き添い人が使用するとき。							免除			
	上記に規定する手帳の交付を受けた者で構成する市内の団体が使用するとき。							免除			
	上記に規定する手帳の交付を受けた者で構成する市外の団体が使用するとき。							50%減額			
	身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で構成する市内の団体が使用するとき。									免除	
	障害者基本法第2条の規定による手帳の交付を受けた者が使用するとき及びその者が付き添いを必要とする場合で付き添い人が使用するとき。							免除			
	障害者基本法第2条の規定による手帳の交付を受けた者で構成する市内の団体が使用するとき。							免除			
障害者基本法第2条の規定による手帳の交付を受けた者で構成する市外の団体が使用するとき。							50%減額				
社会教育団体等	市内の社会教育関係団体が、市及び委員会の後援を受けて市民を対象に行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした大会に使用するとき。					75%減額	75%減額	75%減額			
	市内の社会教育関係団体の連合組織に所属する団体（当該所属団体にさらに所属する団体は除く。）が、市を代表して上部団体の大会に参加するための練習活動に使用するとき。					50%減額	50%減額	50%減額			
	市内の社会教育関係団体が行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした大会に使用するとき。					50%減額	50%減額	50%減額			
	社会教育関係団体が社会教育に関する事業に使用するとき。								免除		
	市内の町内会・自治会及び社会教育関係団体が、市内の青少年を対象として行う体育、スポーツ及びレクリエーションの事業に使用するとき。（町内会等と重複）					免除	免除	免除			
	市内の町内会・自治会及び社会教育関係団体が、自ら行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした活動に使用するとき。（町内会等と重複）					25%減額	25%減額	25%減額			
	社会教育法に規定する市内の社会教育関係団体が市又は委員会の後援を受けて、公益的な活動を行うために使用するとき。									75%減額	
	社会教育関係団体で委員会に登録されているものが、社会教育活動の目的で使用するとき。									25%減額	
その他	市内の公益的法人等が直接公益のために使用するとき。	免除									
	市内の企業が、自らの経営改善等を目的とした活動のために使用するとき。				免除						
	市内の企業のみによって構成される団体が、直接産業振興活動のために使用するとき。				免除						
	羽村市商工会が、直接産業振興活動のために使用するとき。				免除						
	市内の公共的な団体が、公益的な活動を行うために使用するとき。									50%減額	
	その他市長が特に必要と認めるとき。	免除又は減額	免除又は減額	免除又は減額	免除又は減額	免除又は減額					
	その他委員会が特に必要と認めるとき。						免除又は減額	免除又は減額	免除	免除又は減額	

条例 条例 条例 条例 規則 規則 条例 規則 条例

3 審議会の開催経過

日 程	開 催 日	審 議 内 容 等
第 1 回	平成 21 年 6 月 24 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市長から審議会委員の委嘱状の伝達を受ける。 (2) 会長及び職務代理者の選出 (3) 審議会の傍聴の定めを決定 (4) 諮問及び諮問事項の内容説明を受ける。 (5) 審議日程の調整 (6) 市の財政状況の説明を受ける。
第 2 回	平成 21 年 7 月 9 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共施設使用料等設定にあたっての算定基準についての審議 (2) 各施設使用料等の適正化についての審議 (3) 手数料の適正化についての審議
第 3 回	平成 21 年 7 月 29 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各施設使用料等の適正化についての審議
第 4 回	平成 21 年 9 月 7 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 手数料の適正化についての審議 (2) 住民票自動交付機と窓口での交付手数料の設定についての審議 (3) 市外利用者の料金の設定、時間単位での貸出し及び減免についての審議 (4) 水道料金の適正化についての審議
第 5 回	平成 21 年 9 月 24 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道料金の適正化についての審議 (2) 手数料の適正化についての審議

第 6 回	平成 21 年 10 月 14 日 (水)	(1) 下水道使用料の適正化についての審議 (2) 答申案のとりまとめについての審議
第 7 回	平成 21 年 10 月 21 日 (水)	(1) 答申案の審議
答申	平成 21 年 11 月 4 日 (水)	(1) 答申書を市長に提出

4 羽村市使用料等審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
市の公共施設の管理を受託している団体の代表者	小 山 茂 樹	
市の公共施設の利用に係わる団体等の代表者	秋 山 喜久雄	
	今 井 大 宰	
	高 山 景 次	
公 共 的 団 体 の 代 表 者	岩 瀬 明 夫	会 長
知 識 経 験 者	小 平 陽 子	職 務 代 理
	小 町 孝	
	田 村 留美子	
その他市長が必要と認める者	大 塚 勝 江	
	渡 邊 榮 二	